

平成25年度
熊本における
労働衛生の現状



熊本労働局 労働基準部 健康安全課

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
電話 096-355-3186

ホームページ <http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(独)労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進連絡事務所

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3階
電話 096-353-5480

ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

I N D E X

	ページ
熊本県における労働衛生の現状	表紙
はじめに	
1 定期健康診断の結果	1
2 特殊健康診断の結果	3
3 職業性疾病	5
じん肺管理区分の決定状況	6
4 熱中症の発生状況	7
5 衛生管理者及び産業医の選任状況	10
6 脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況	11
7 熊本県における自殺者の推移	12
8 メンタルヘルス対策	13
労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし	
1. 趣旨	
2. メンタルヘルスケアの基本的考え方	
3. 4つのメンタルヘルスケアの推進	
4. メンタルヘルスケアの具体的進め方	
9 熊本産業保健推進連絡事務所及び熊本県地域産業保健センターの活用	15
10 参考様式等	16
定期健康診断有所見率の改善に向けた取組	16
指導勧奨による健康診断の種類及び業務内容	17
二次健康診断給付を利用した二次健診受診者の推移	17
「メンタルヘルス対策支援センター」の利用案内	18
熊本県地域産業保健センター一覧	19
作業環境測定機関一覧	19
健康診断制度一覧	20
職場の受動喫煙防止対策リーフレット	21
受動喫煙防止対策助成金制度	22
化学物質による健康障害防止の取り組みのお願い	23
熊本県産業保健こころの健康アドバイザー制度のお知らせ	24
熊本産業保健推進連絡事務所のご案内	裏表紙

はじめに

熊本県内の労働災害は、リーマンショック後の経済活動の回復により、全国統計と同様に平成22年、平成23年と2年連続で増加しましたが、平成24年は全国的には3年連続の増加となる中、熊本県内の災害は前年比6.4%減少し、休業4日以上死傷者数がはじめて1,600人台を記録しました。しかしながら、今年に入ってから、昨年の阿蘇豪雨災害の災害復旧工事が本格化するなどの影響で、土木工事業をはじめとして労働災害が急激に増加しており、労使の創意と工夫による対策の強化が求められているところです。

さて、労働災害の発生状況を見ますと、昭和60年代までは、そのほとんどが負傷によるものでしたが、ここ数年は、精神疾患や脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）の疾患で増加傾向が見られます。

今日、わが国では年間27,858人（平成24年：警察庁発表資料）もの人が自ら命を絶つ状況にあります。自殺の原因が全て明らかになっているわけではありませんが、職場のストレスや人間関係等が関係しているものも少なくないとされています。

熊本県においても、平成24年に448人（前年441人）の自殺者（熊本県警察調べ）が確認されており、このうち6.2%は勤務問題が原因とされていることから、職場におけるメンタルヘルス対策は喫緊の課題といえます。

また、職場において着目すべき問題の一つに、定期健康診断の有所見率の高さが挙げられます。平成24年の定期健康診断における有所見率は、熊本県においては54.8%、全国平均では52.7%となりました。熊本県の有所見率は、平成11年以降全国平均を上回ったままの高い水準で推移しています。「血中脂質」、「血压」、「血糖」、「尿中の糖」、「心電図」等の有所見に、過重労働等の要因が加わることにより、脳・心臓疾患を発症する危険性が增大すると言われており、事業者による健康診断実施後の措置及び労働者自身による適切な健康管理が求められます。

さらに、昨年大阪の印刷会社に端を発した胆管がん問題では、全国の印刷会社に対する調査の結果、法の規制を受ける化学物質に対する管理が不十分な状態にあることが判明する一方、大阪の印刷会社の胆管がんの原因物質は、発がん性を指摘されながらも法律による本格的な規制の対象とはなっていなかった物質であることが判明しており、化学物質対策においては、法律の規制を順守することは当然のことながら、それ以上に、SDS（安全データシート）等を活用した自主的なリスクアセスメントが必要であることが明らかになっています。がんをはじめとする職業性疾患は、遅発性（有害物等のばく露から疾病発症までに相当の期間が経過すること）のものが少なからずあるため、職場環境の改善、安全な作業方法の決定等は、普段から欠かすことのできない重要な事項となります。

本冊子は、以上のような状況を踏まえ、各事業場から労働基準監督署に提出される各種報告等を基に、健康診断有所見率、職業性疾患、精神疾患等の現状についてとりまとめました。

職場における労働衛生管理の参考としていただきますようお願いします。

1 定期健康診断の結果

職場において実施される定期健康診断の有所見率（健康診断を受診した労働者のうち、異常の所見のある者の占める割合）は、熊本県では平成16年に、全国平均では平成20年に各々50%を超えました。（グラフ3参照）平成24年における熊本県内労働者の有所見率は54.8%となり、依然として高水準で推移しています。また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）に係る労災請求件数も高水準で推移している状況等から、脳・心臓疾患の発症と関係が深い健康診断項目である、「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」、「尿中の糖の検査」、「心電図検査」の有所見者に対しては、医師等の意見を聴き、労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うとともに、保健指導、健康教育等を通じて有所見項目の改善を図ることが重要となります。

巻末(P16)の「定期健康診断有所見率の改善に向けた取組」を利用して、職場における健康管理に対する取組みに改善すべき点がないか確認してください。

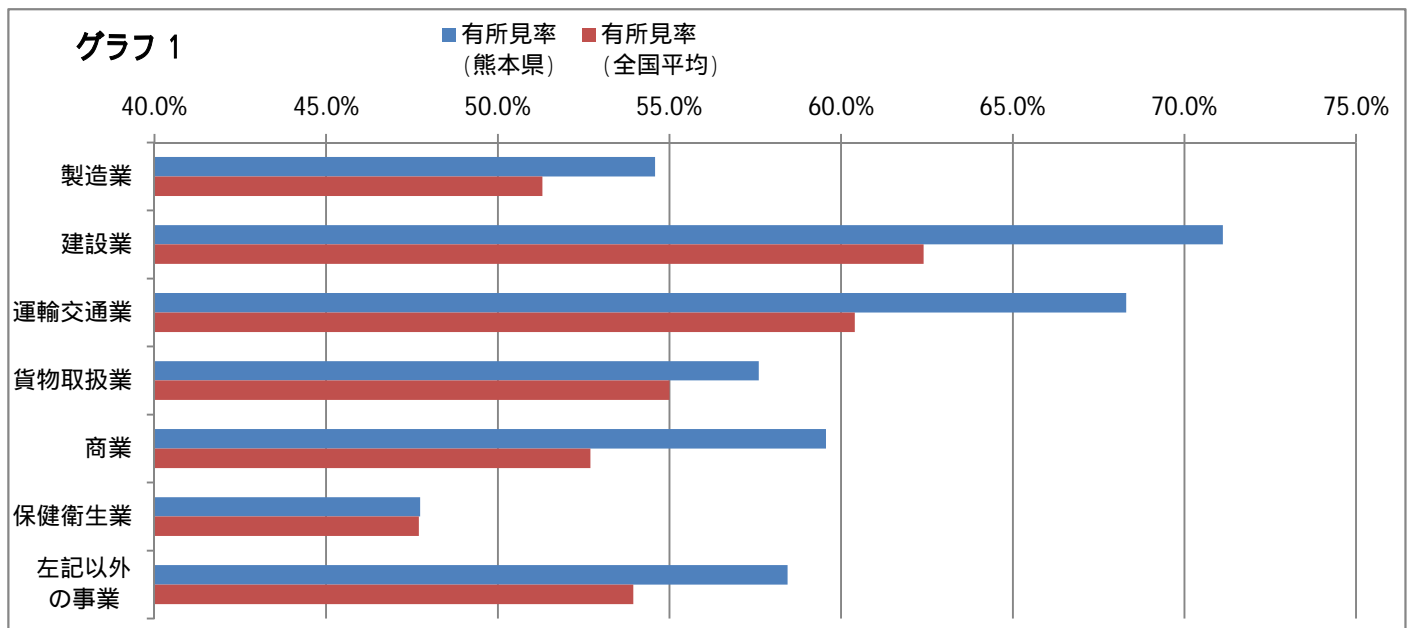
なお、定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目である「血中脂質検査」、「血圧検査」、「血糖検査」及び「腹囲・BMIの測定」の全ての検査項目について異常の所見（有所見）があるとされた場合及び産業医等が、就業環境等を総合的に勘案して異常の所見を認めた場合は、労災保険制度により、「空腹時血中脂質検査」、「空腹時血糖値検査」、「ヘモグロビンA1C(エーワンシー)検査」、「負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方の検査」、「頸部超音波検査(頸部エコー検査)」、「微量アルブミン尿検査」が受けられます。また、医師又は保健師による特定健康指導(ア 栄養指導、イ 運動指導、ウ 生活指導)が受けられます。（二次健康診断受診者数の推移をP17に掲載）

表1 定期健康診断業種別項目別有所見率(平成24年)

業種	健康診断事業場数	受診者数	有所見者	有所見率 (全国平均)	検査項目別有所見者内訳				
					血中脂質	血圧	血糖	尿中糖	心電図
					有所見者 有所見率	有所見者 有所見率	有所見者 有所見率	有所見者 有所見率	有所見者 有所見率
製造業	356	54,649	29,826	54.6%	14,454	8,377	5,086	1,319	3,567
				(51.3%)	32.9%	15.3%	11.6%	2.4%	9.7%
建設業	27	2,046	1,455	71.1%	838	397	394	54	227
				(62.4%)	42.2%	19.4%	19.9%	2.6%	12.3%
運輸交通業	86	6,755	4,614	68.3%	2,389	1,746	1,112	425	731
				(60.4%)	40.4%	25.9%	18.9%	6.3%	13.1%
貨物取扱業	4	250	144	57.6%	78	51	29	11	24
				(55.0%)	32.2%	20.4%	12.0%	4.4%	10.4%
商業	156	12,448	7,414	59.6%	3,719	2,238	1,627	309	1,095
				(52.7%)	36.5%	18.0%	16.0%	2.5%	11.7%
保健衛生業	342	39,408	18,811	47.7%	9,358	3,715	2,597	631	2,544
				(47.7%)	27.0%	9.4%	7.6%	1.6%	9.7%
上記以外の事業	265	27,309	15,959	58.4%	8,720	4,288	2,870	672	2,179
				(54.0%)	35.3%	15.7%	11.6%	2.5%	10.4%
全産業計	1,236	142,865	78,223	54.8%	39,556	20,812	13,715	3,421	10,367
				(52.7%)	32.5%	14.6%	11.4%	2.4%	10.3%

有所見率の()内は、平成24年の全国平均である。

検査項目別有所見者内訳欄の有所見率(%)は、当該有所見者を実施者数で除して算出した。



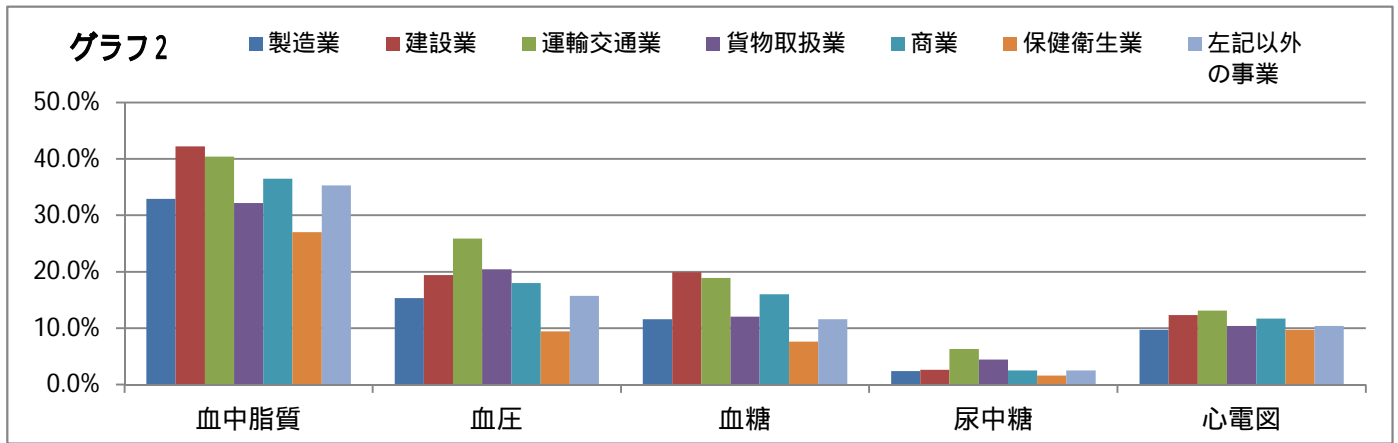


表2 熊本県の定期健康診断有所見率の推移 (全業種)

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
熊本県	48.2	50.2	50.1	52.6	53.0	53.6	53.5	54.4	55.3	54.8
全国平均	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7	52.7
ポイント差	0.9	2.6	1.7	3.5	3.1	2.4	1.2	1.9	2.6	2.1

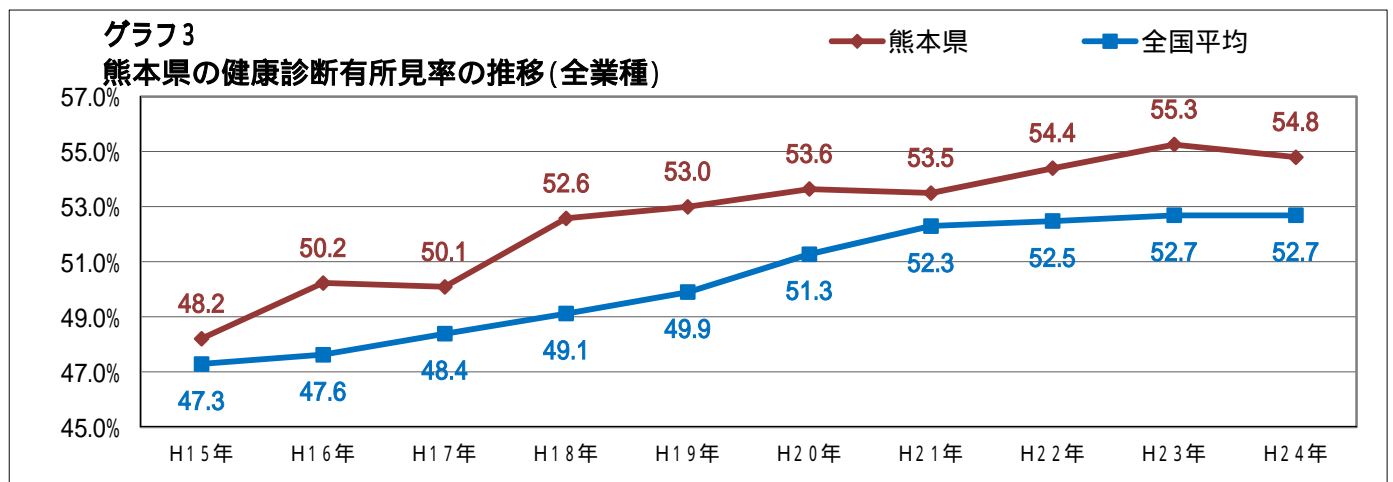
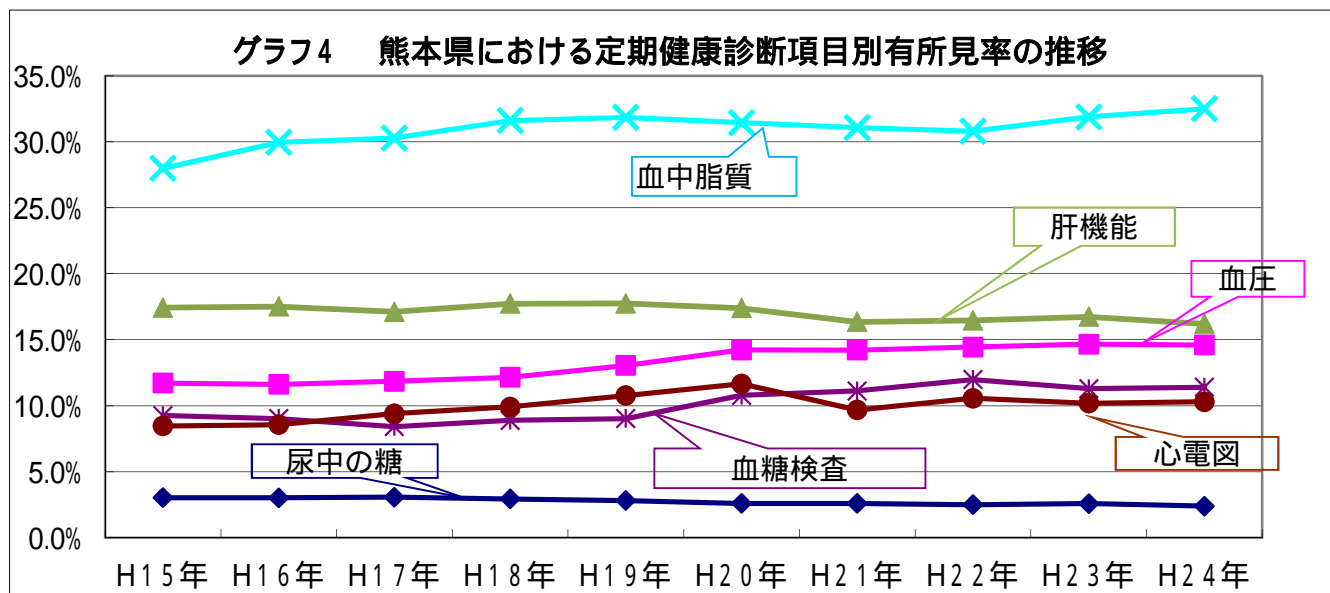


表3 熊本県における定期健康診断項目別有所見率の推移

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
血中脂質	28.0	30.0	30.3	31.6	31.9	31.5	31.1	30.8	31.9	32.5
血圧	11.7	11.6	11.9	12.2	13.1	14.2	14.2	14.5	14.7	14.6
血糖検査	9.3	9.0	8.4	8.9	9.0	10.8	11.1	12.0	11.3	11.4
尿中の糖	3.0	3.0	3.1	2.9	2.8	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4
心電図	8.5	8.6	9.4	9.9	10.8	11.7	9.7	10.6	10.2	10.3
肝機能	17.4	17.5	17.1	17.7	17.8	17.4	16.4	16.5	16.7	16.2



2 特殊健康診断の結果

表4にある有機溶剤、石綿、じん肺等に関する健康診断を「特殊健康診断」と呼んでいます。
 熊本県における特殊健康診断の特徴は、有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断、石綿健康診断において、その有所見者が全国平均を上回っていることです。
 有機溶剤健康診断では、「肝機能検査」と「眼底検査」において全国平均を大きく上回る有所見率が確認されています。この2つの検査は、有機溶剤による肝機能障害や視神経への障害がないかを確認するものです。
 また、鉛健康診断でも、貧血検査において全国平均を大きく上回る有所見率が確認されています。鉛や鉛化合物にばく露した場合、貧血症が発症する可能性があります。
 事業場においては、特殊健康診断結果をよく確認し、産業医等の意見を聴取して、必要な健康対策を講ずる必要があります。

表4 特殊健康診断実施状況(平成24年)

	法定の特殊健康診断													
	有機溶剤	鉛	電離放射線	特定化学物質等	石綿	じん肺	製造業						鉱業	建設業
							他の金属製品	機械器具製造	造船業	車製造				
実施事業場数	343	28	180	72	27	227	190	58	23	28	13	17	12	
受診労働者数	6,513	367	2,177	2,498	266	2,233	2,011	367	165	180	622	93	101	
有所見者数	688	7	280	79	11	6	3	0	0	3	0	1	0	
有所見率熊本県	10.6%	1.9%	12.9%	3.2%	4.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	1.1%	0.0%	
有所見率全国平均	5.9%	1.5%	6.9%	1.0%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	2.1%	0.6%	2.3%	2.4%	

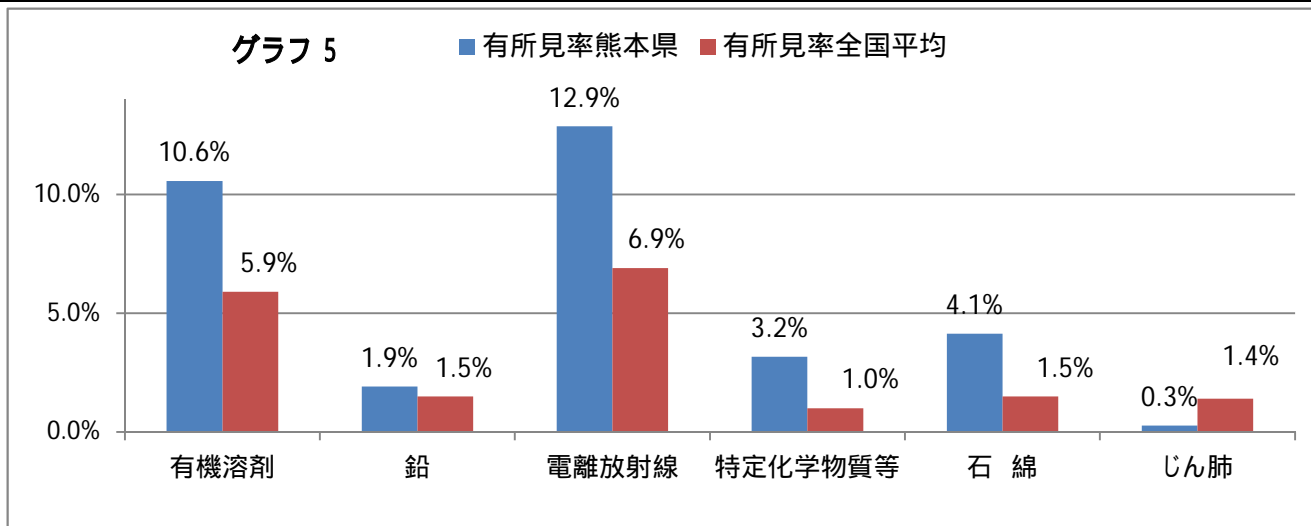


表5 有機溶剤健康診断における有所見率の詳細

	他覚所見	腎機能検査	貧血検査	肝機能検査	眼底検査	神経内科学的検査
熊本県	2.5%	3.1%	3.3%	16.2%	9.0%	0.1%
全国平均	2.0%	2.6%	2.8%	9.3%	4.1%	0.3%

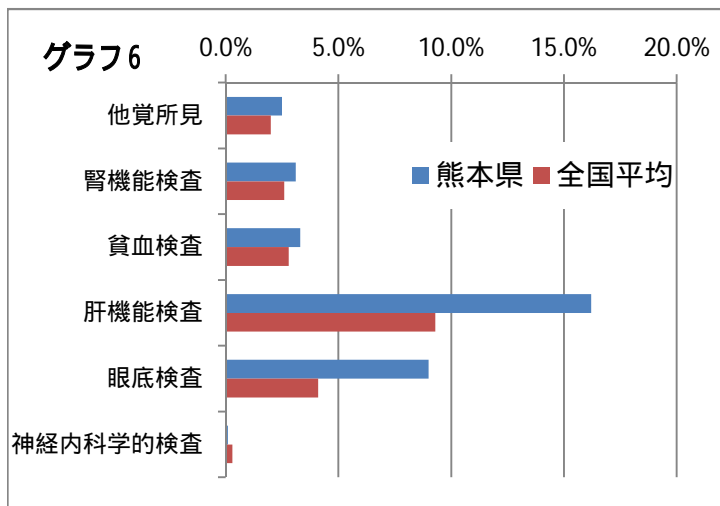
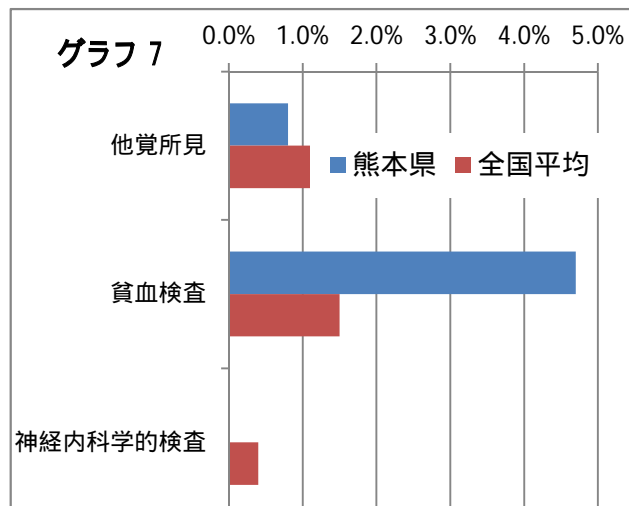


表6 鉛健康診断における有所見率の詳細

	他覚所見	貧血検査	神経内科学的検査
熊本県	0.8%	4.7%	0.0%
全国平均	1.1%	1.5%	0.4%



続いて、表7にある健康診断を「指導勸奨による特殊健康診断」と呼んでいます。これは、厚生労働省が、職場における健康管理上、健康診断の実施が望ましいとする30種類の業務内容を示しているものです。該当する業務内容(作業内容)がないか、一度確認してください。(17ページに業務内容の一覧を掲載)

表7 指導勸奨による特殊健康診断(熊本県)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
実施事業場数	50	43	46	60	62	70	63	72	72	73
受診労働者数	6,389	5,342	2,142	7,751	8,237	9,202	8,407	7,645	7,774	8,132
受診率%	65.6%	62.2%	63.2%	57.0%	79.9%	71.3%	80.2%	77.1%	78.4%	73.7%
有所見者数	411	416	245	824	790	1,085	977	1,113	1,008	1,006
有所見率%	6.4%	7.8%	11.4%	10.6%	9.6%	11.8%	11.6%	14.6%	13.0%	12.4%

指導勸奨による健康診断の受診者数は長期的には増加傾向にあります。残念ながら、その有所見率は高止まり傾向にあります。

騒音作業、振動作業に対する健康診断において、全国平均を上回る有所見率が確認されます。

騒音については、騒音の低減(騒音源への対策)、騒音保護具(耳栓)の着用等の対策が必要となります。また、振動作業については、取り扱う振動工具に関する作業指針等を参考に作業を進めることが有効と考えられます。

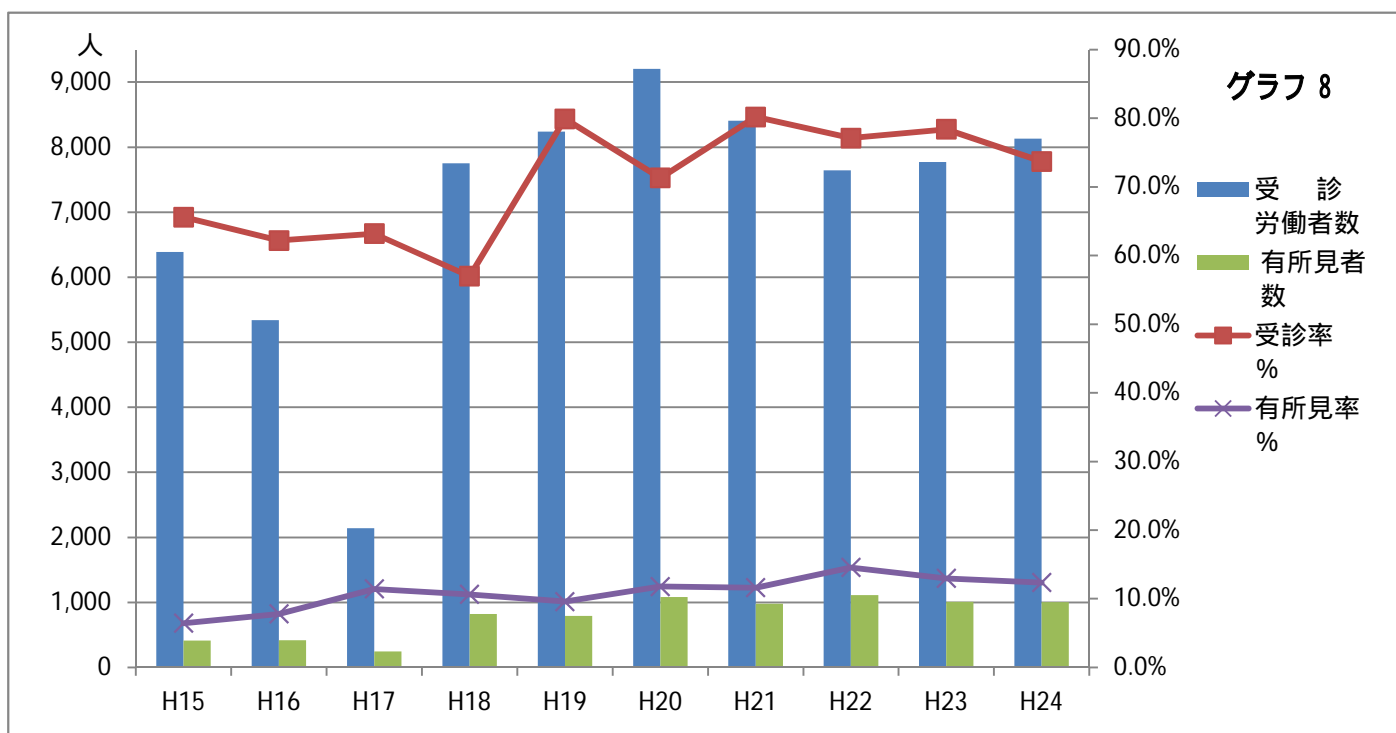
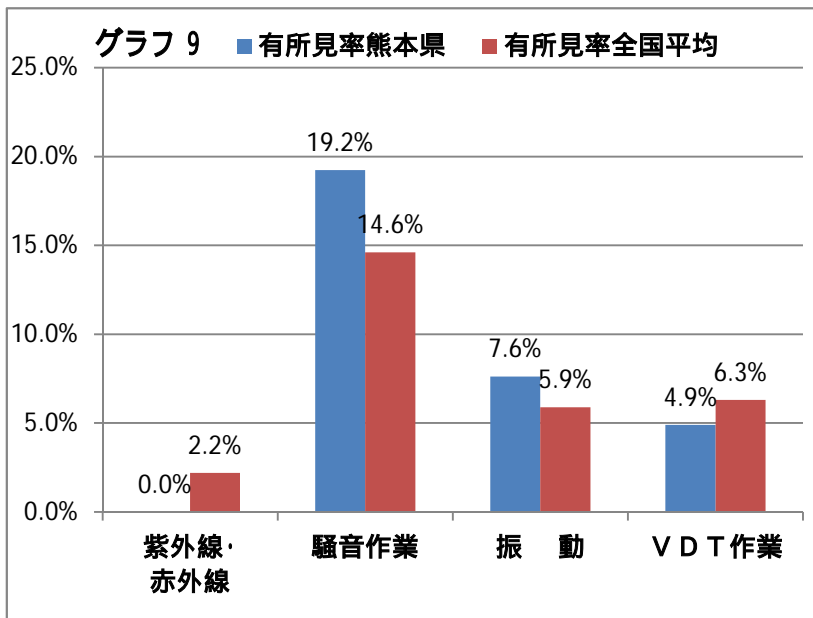


表8 行政指導による特殊健康診断(熊本県)

	紫外線・赤外線	騒音作業	振動	VDT作業
実施事業場数	10	22	16	19
受診労働者数	331	2,614	118	2,570
有所見者数	0	503	9	126
有所見率熊本県	0.0%	19.2%	7.6%	4.9%
有所見率全国平均	2.2%	14.6%	5.9%	6.3%



3 職業性疾病

職業性疾病とは、業務に起因してり患（「病気にかかる」こと。）する疾病のことです。

例えば、災害性の腰痛、負傷に起因する疾病、有害物ばく露による中毒、異物侵入による眼疾患、騒音による難聴、暑熱な場所における熱中症、振動工具による振動病、酸素濃度の低い場所での業務による酸欠症などがあります。これらの疾病による休業4日以上が発生件数は、県内で平成24年は54件でした。（前年比12.5%増）

近年減少傾向にはありますが、最も多発している職業性疾病は腰痛症であり、平成25年6月に改正された、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく作業管理、運動指導等の徹底が望まれます。

また、熱中症については、休業4日以上症例の発生件数が過去最高を記録しており、休業4日未満の分も含めた発生状況を7ページ以降で詳述します。

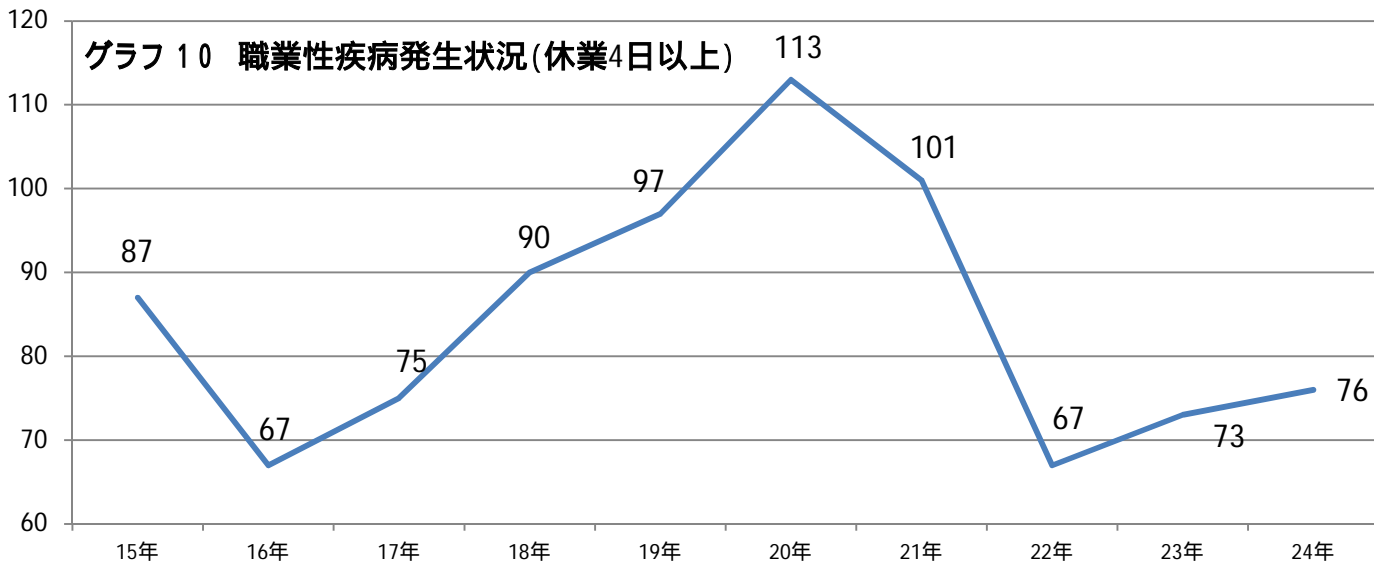
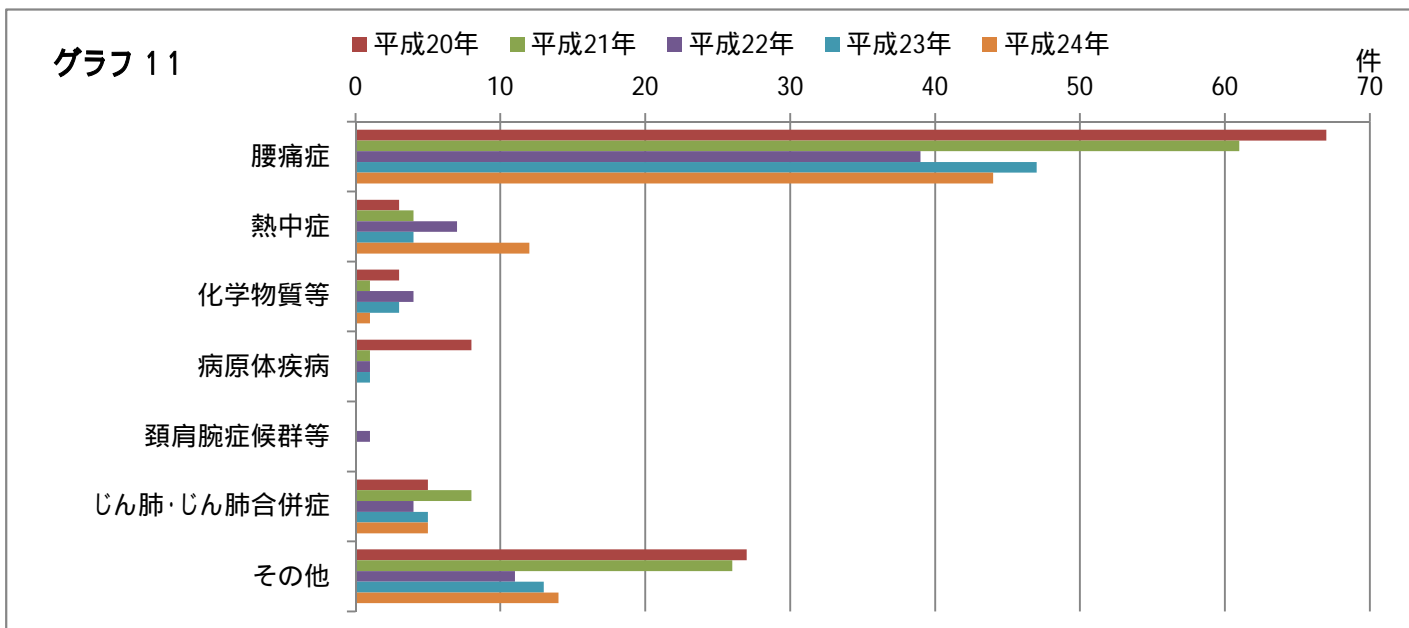


表9に、熊本県における休業4日以上職業性疾病発生件数の内訳を示します。

表9 職業性疾病発生状況

	腰痛症	うち負傷に起因するもの	熱中症	化学物質等	病原体疾病	頸肩腕症候群等	じん肺・じん肺合併症	その他	計
平成20年	67	62	3	3	8	0	5	27	113
平成21年	61	52	4	1	1	0	8	26	101
平成22年	39	38	7	4	1	1	4	11	67
平成23年	47	44	4	3	1	0	5	13	73
平成24年	44	38	12	1	0	0	5	14	76

疾病件数は労働者死傷病報告書のデータを毎年7月に5年間遡って検索し把握したものである。（従って報告書の提出の遅れ等により前年度以前の数値が変動することがある。）



じん肺管理区分の決定状況

特定の粉じん作業に常時従事する労働者が在籍する場合に事業場は、「じん肺健康診断」を定期的を実施する必要があります。このじん肺健康診断の結果により、じん肺の所見があると診断された場合は、じん肺管理区分の決定申請を都道府県労働局長に行わなくてはなりません。

また、常時粉じん作業に従事していた労働者であった人は、いつでも、都道府県労働局長に対し、じん肺管理区分の決定申請を行うことができます。

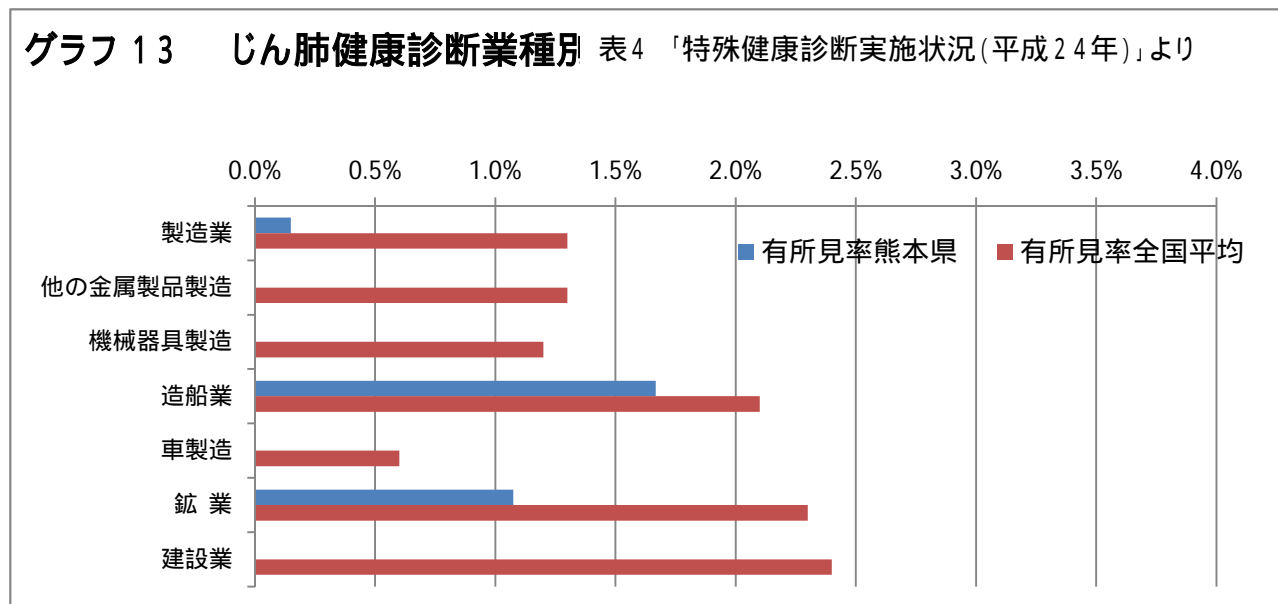
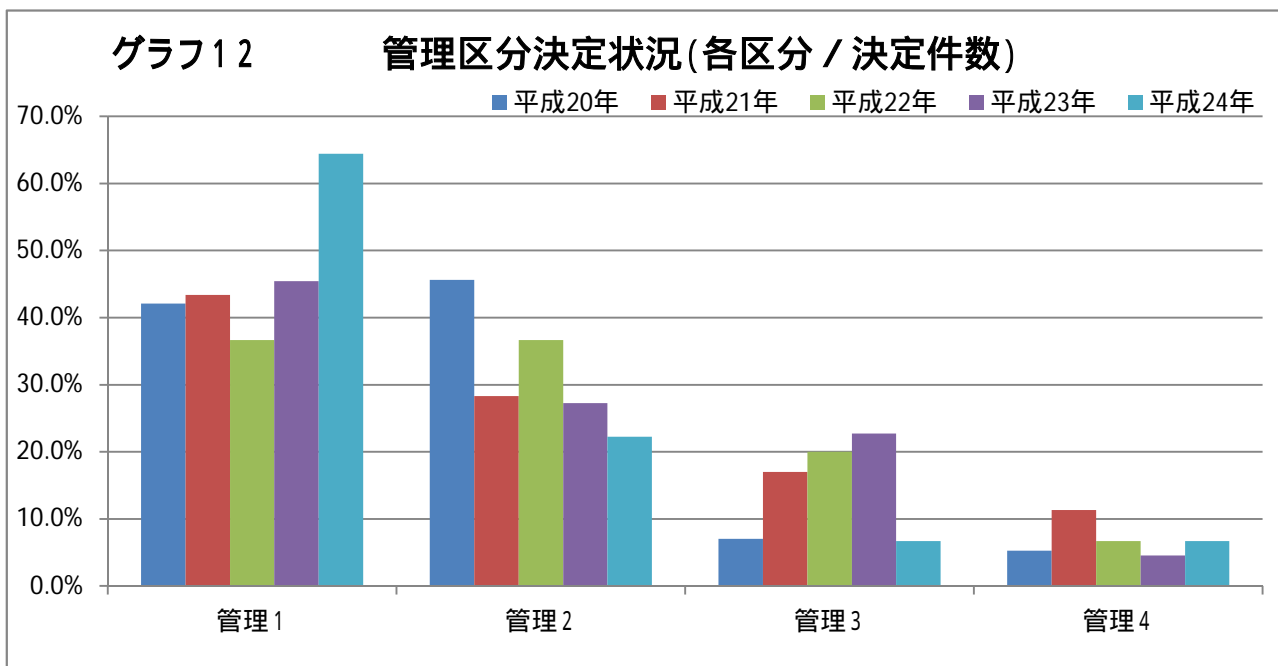
じん肺管理区分は、管理1から管理4までの区分があります。管理1は「じん肺の所見がないと認められるもの」となり、管理2、3、4は、「じん肺の所見が認められるもの」となります。

管理4の場合には療養が必要とされ、管理2、3の場合で一定の症状がある場合、合併症の療養が必要となる場合があります。

じん肺は、粉じん等を吸引してから相当の年月が経過して発症するものです。症状が出現するまでの間は、作業時でも自覚症状がない場合が多いため、予防対策の必要性を見落としがちです。粉じん作業を行う場合には、粉じん発生源における局所排気装置の設置や呼吸用保護具の適切な着用が重要となります。

表10 じん肺管理区分決定状況

	管理区分決定件数	管理1	有所見者の内訳			有所見者の合計
			管理2	管理3	管理4	
平成20年	57	24	26	4	3	33
平成21年	53	23	15	9	6	30
平成22年	30	11	11	6	2	19
平成23年	44	20	12	10	2	24
平成24年	45	29	10	3	3	16



4 熱中症の発生状況

熊本県における平成24年の業務に起因する熱中症は労災請求件数で71人(平成23年41人)となり、また全国における熱中症による死亡災害は21人(平成23年18人)となりました。いずれも前年を上回っており、今年も例年より気温が高めに推移すると長期予報もあり注意を要します。

発生時間帯をみると午前11時台での発生が突出しており、年齢別では20～30歳台が過半数を占めています。

また、昨年と比較して屋内での発生割合が急増しています。(24% 49%)

熱中症を予防するためには、暑さ指数(WBGT値)の低減が効果的です。暑さ指数は、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標です。暑さ指数を低減させる方法としては、熱をさえぎる遮へい物の設置、直射日光・照り返しをさえぎる簡易な屋根等の設置、通風・冷房の設備の設置が挙げられます。

しかし、建設現場など日中、炎天下の高温多湿場所で作業することが避けられず、暑さ指数の低減対策が困難である場合には、管理・監督者が頻繁に巡視を行い確認する、水分・塩分の摂取確認表を作成する又は朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を定期的に摂取させる 暑さ指数について、随時計測を行うほか、予報値等にも留意し、暑さ指数が28 を超えるおそれがある場合等には、必要に応じ作業計画の見直し等を行うこと 高温多湿作業場所で初めて作業する作業者については、徐々に熱に慣れさせる期間(順化期間)を設けること等に留意する必要があります。

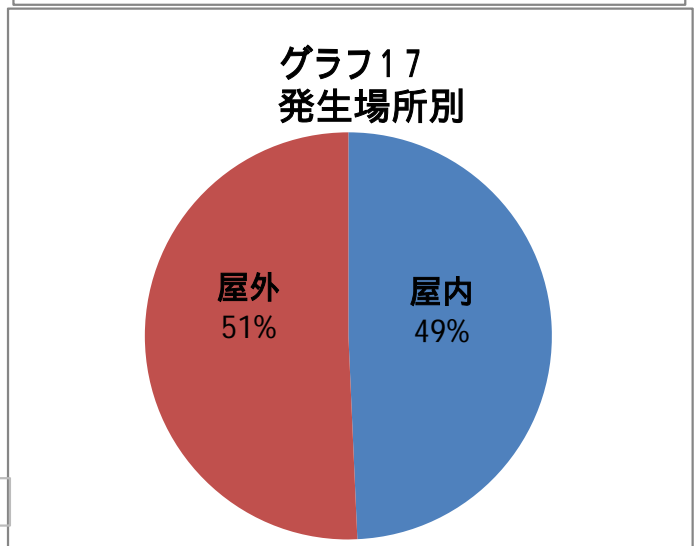
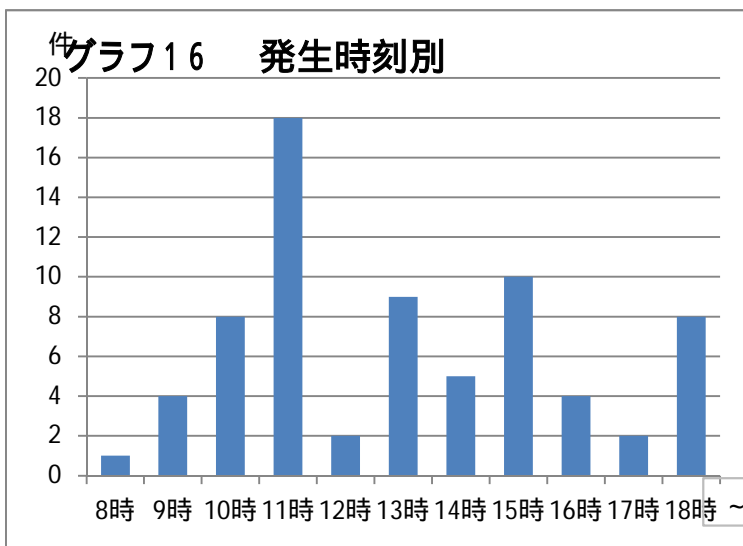
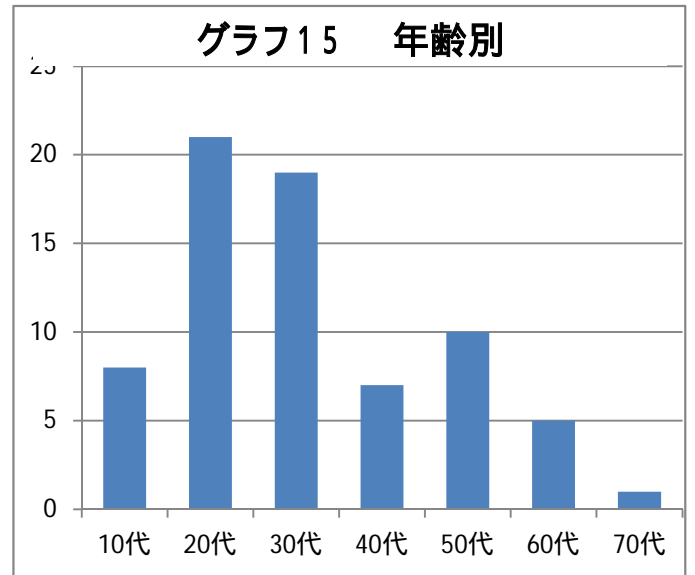
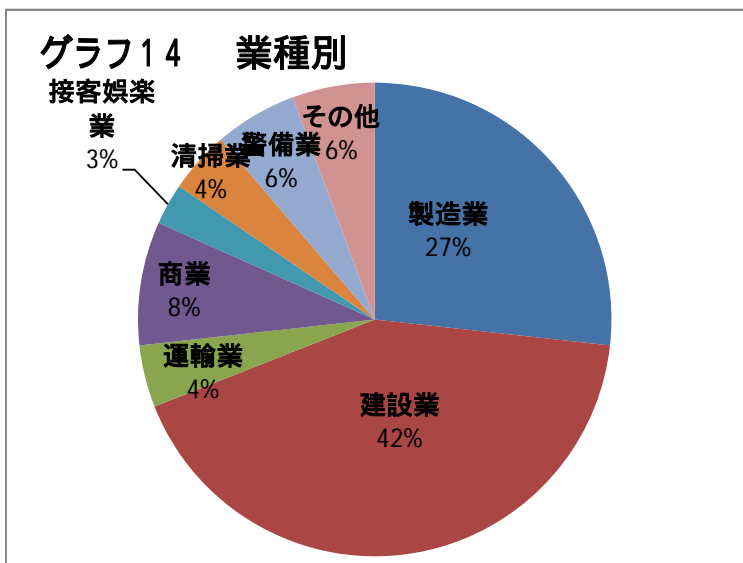
表11 平成24年における熱中症による労災請求件数の内訳

業種	製造業	建設業	運輸業	商業	接客娯楽業	清掃業	警備業	その他	合計
件数	19	30	3	6	2	3	4	4	71

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
件数	8	21	19	7	10	5	1	71

時間	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時～	合計
件数	1	4	8	18	2	9	5	10	4	2	8	71

場所	屋内	屋外	合計
件数	35	36	71



前ページのグラフ14～17は、平成24年に労災請求があった71人の熱中症の発生状況です。次の表12～15、グラフ18～22は職業性疾病と決定された熱中症の中でも比較的症状の重い休業4日以上(死亡災害を含む)に限った最近10年間(平成15年～平成24年)の発生状況を示しています。

表12 熱中症による休業4日以上災害発生件数の推移(熊本県)

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	合計
発生件数	9	3	4	8	7	3	4	7	3	12	60
うち死亡	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	5

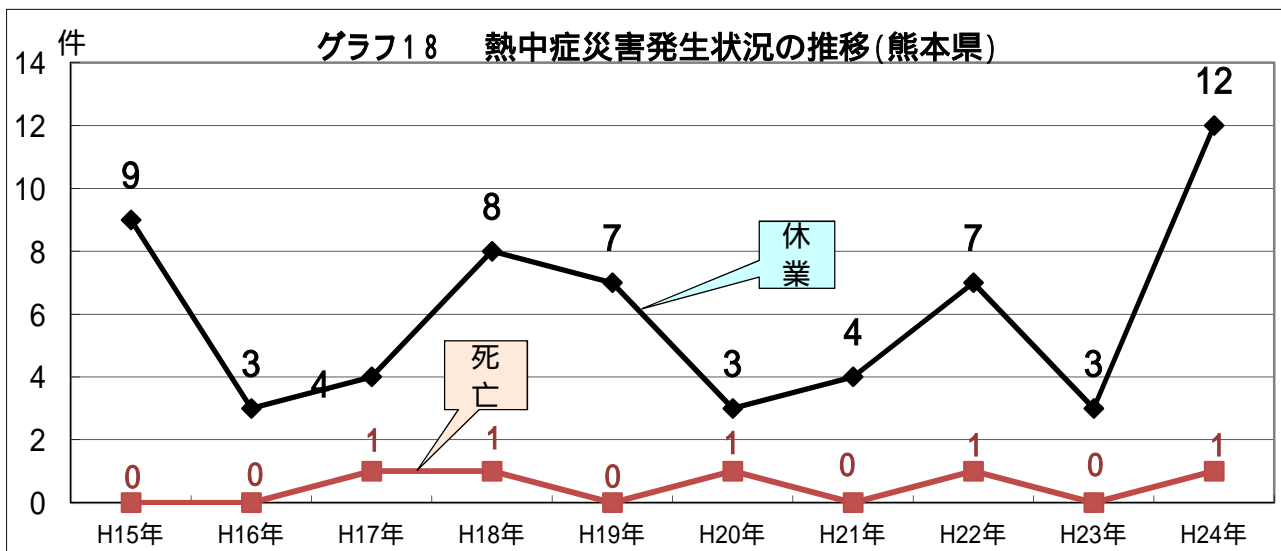


表13 月別発生状況及び業種別発生状況(H15～24年)

	6月	7月	8月	9月	製造業	建設業	運輸交通業	ゴルフ場業	警備業	その他
休業(4日以上)	1	25	29	5	8	27	0	0	4	15
死亡災害	0	4	1	0	0	4	0	0	0	1

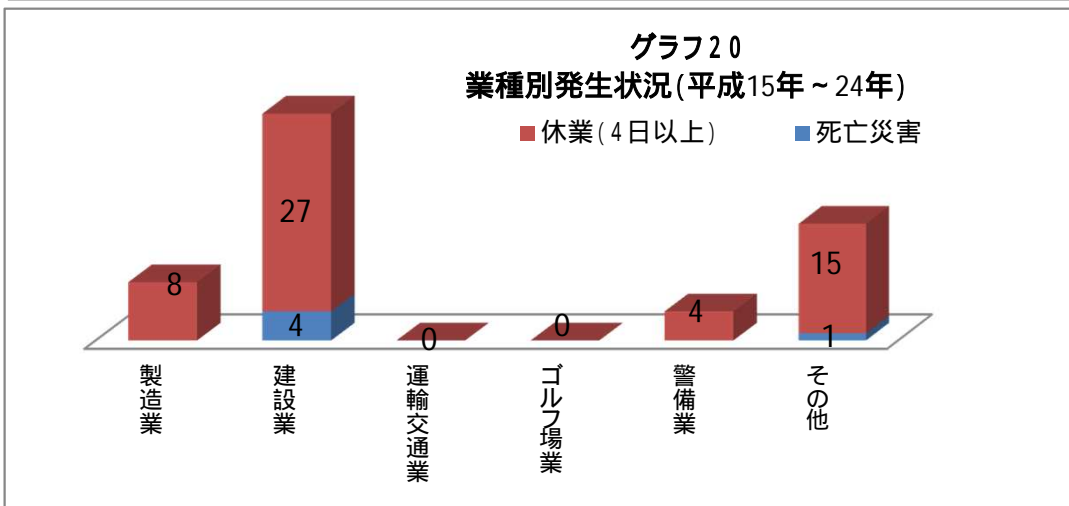
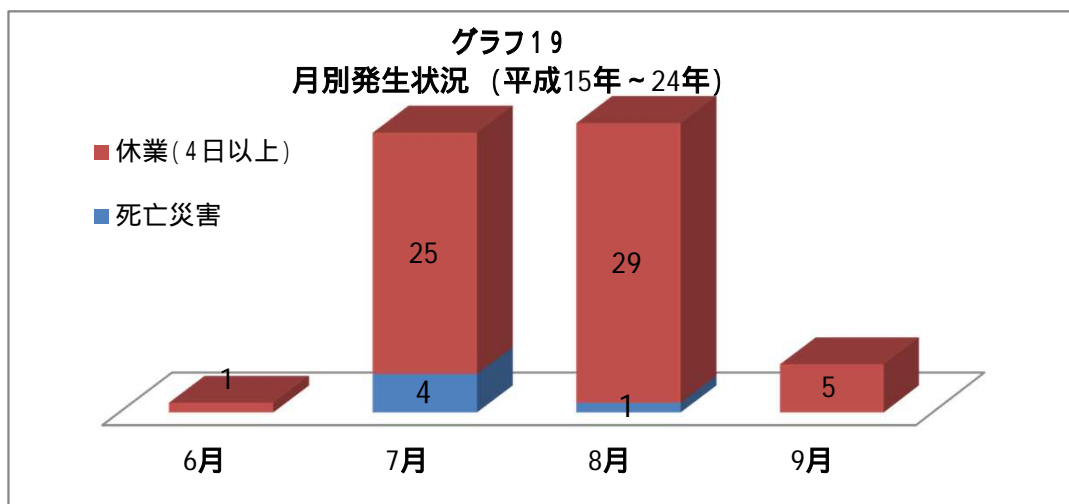
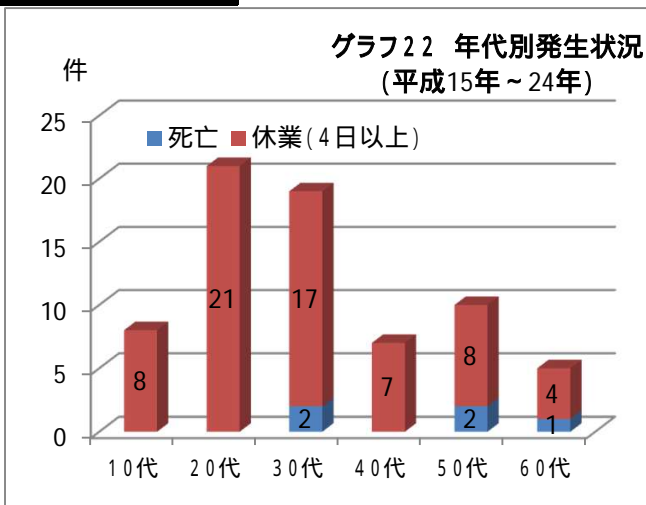
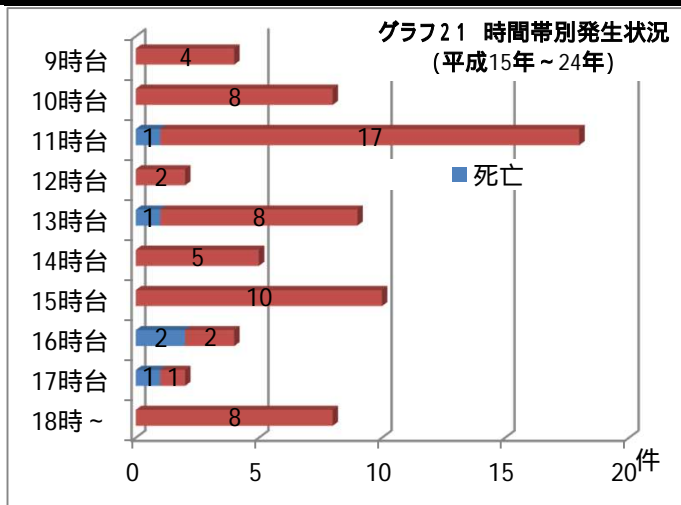


表14 時間帯別発生状況

	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時～
休業(4日以上)	1	4	8	17	2	8	5	10	2	1	8
死亡	0	0	0	1	0	1	0	0	2	1	0

表15 年代別発生状況

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
休業(4日以上)	8	21	17	7	8	4	1
死亡	0	0	2	0	2	1	0



以下に、全国の熱中症による死亡災害の発生状況を示します。

表16 熱中症による死亡災害の発生状況 全国

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
発生件数	22	17	17	23	17	18	17	8	47	18	21

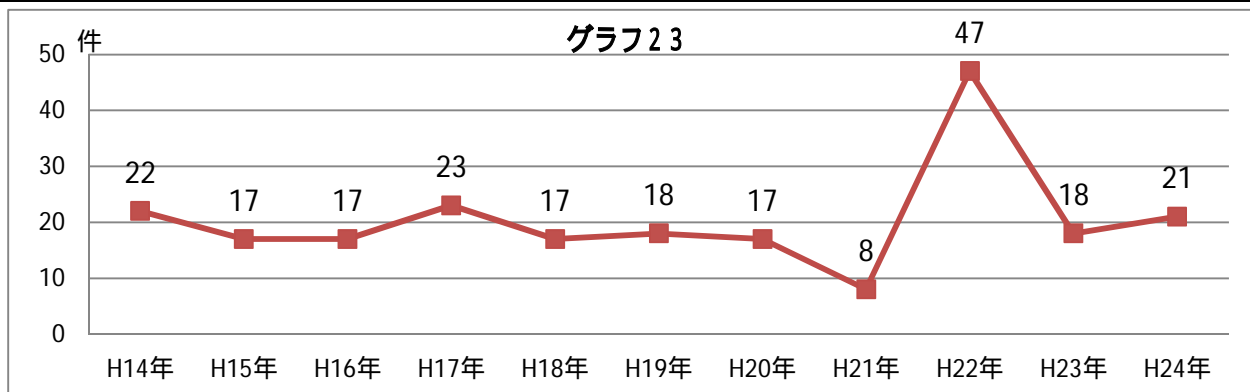
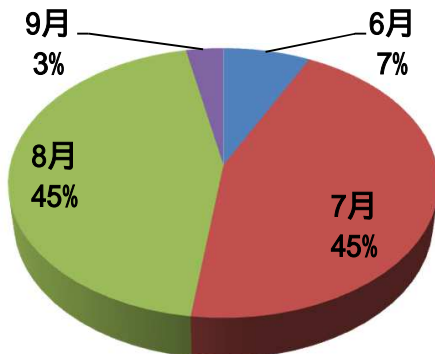


表17 熱中症による死亡災害月別発生状況(平成21年～24年) 全国

	6月	7月	8月	9月	計
平成21年		1	7		8
平成22年	2	25	19	1	47
平成23年	5	5	7	1	18
平成24年		11	9	1	21
計	7	42	42	3	94

グラフ24 発生月別



5 衛生管理者及び産業医の選任状況

労働者数が50名以上の事業場は、資格を有する衛生管理者と、一定の要件を備えた医師を産業医として選任する必要があります。

衛生管理者と産業医は、衛生委員会の主要構成員であり、職場における健康管理、健康づくりの中心となりますので、必ず選任してください。熊本県における選任状況は、業種によりばらつきがあり、商業、接客娯楽業、その他の事業において選任率が低調となっており、早急に改善が必要です。

表18 産業医及び衛生管理者選任状況(平成24年)

業種	区分	要選任事業場 (規模50人以上)	衛生管理者		産業医	
			選任事業場	選任率	選任事業場	選任率
製造業		400	374	93.5%	372	93.0%
建設業		30	27	90.0%	27	90.0%
運輸・貨物取扱業		108	91	84.3%	103	95.4%
商業		203	151	74.4%	170	83.7%
金融・広告業		44	39	88.6%	39	88.6%
保健衛生業		402	363	90.3%	362	90.0%
接客娯楽業		93	67	72.0%	75	80.6%
その他の事業		129	96	74.4%	105	81.4%
全産業計		1,533	1,315	85.8%	1,369	89.3%

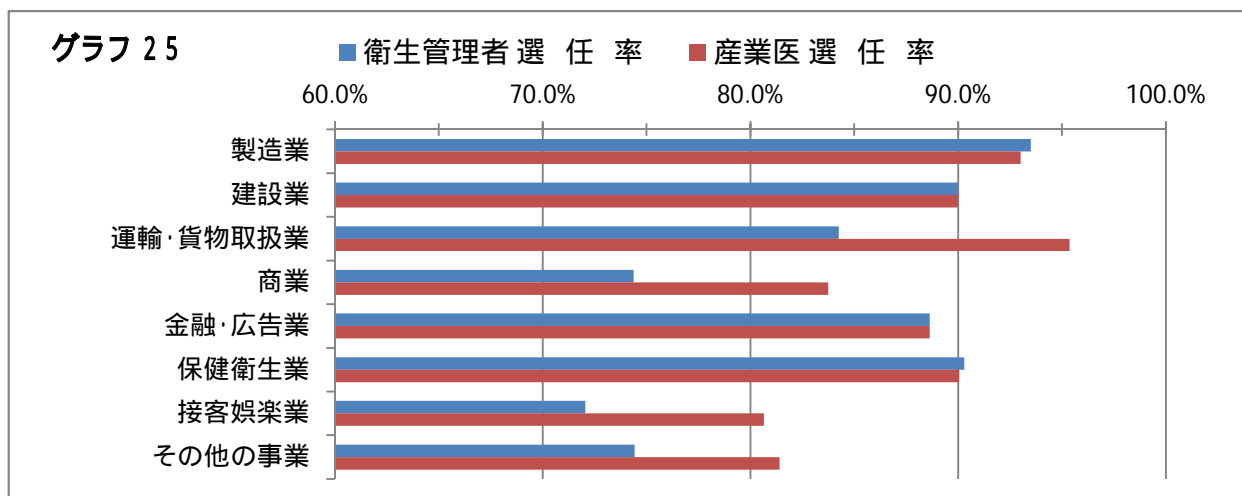
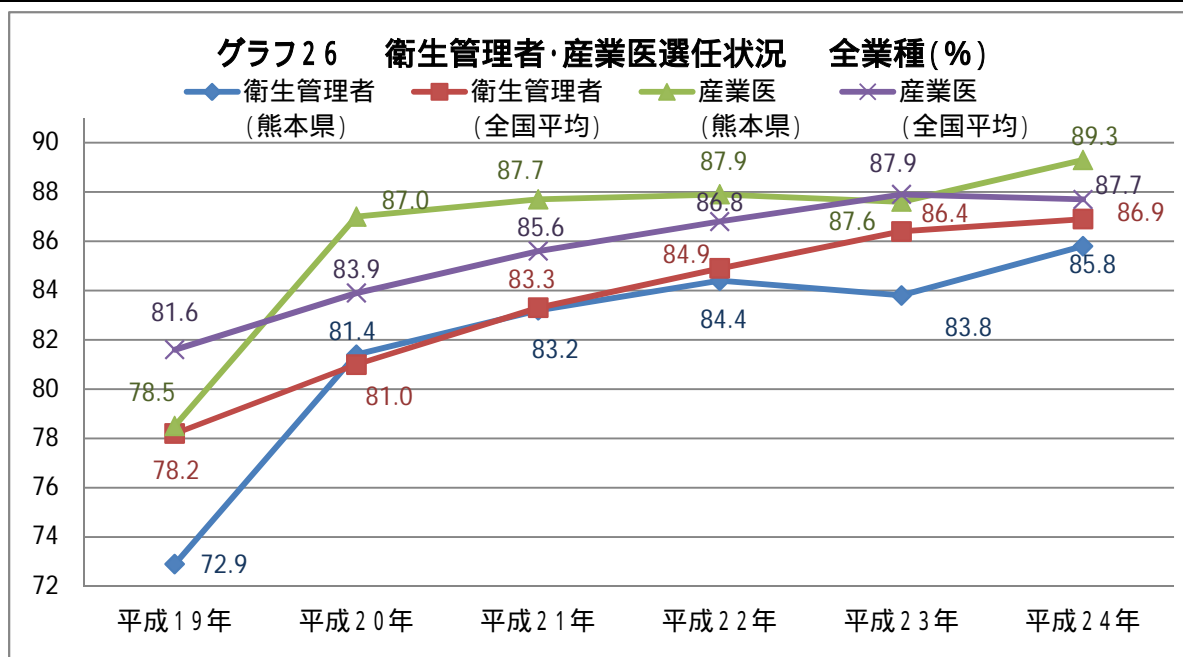


表19 衛生管理者・産業医選任状況 全業種 (%)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
衛生管理者 (熊本県)	72.9	81.4	83.2	84.4	83.8	85.8
衛生管理者 (全国平均)	78.2	81.0	83.3	84.9	86.4	86.9
産業医 (熊本県)	78.5	87.0	87.7	87.9	87.6	89.3
産業医 (全国平均)	81.6	83.9	85.6	86.8	87.9	87.7



6 脳血管疾患及び虚血性心疾患並びに精神障害等の労災請求状況

過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患(以下、「脳・心臓疾患」という。)並びに精神障害等の労災請求状況は以下のとおりです。

全国及び熊本県における平成24年度の認定件数は、脳・心臓疾患及び精神障害ともに、請求件数が減少しているにもかかわらず、前年度と比較して同数かもしくは増加しており、このような状況からも、定期健康診断における有所見率改善の対策が重要だと考えられます。

表20 脳・心臓疾患(過労死等)事案の労災請求状況

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
請求件数 全 国	816	869	938	931	889	767	802	898	842
認定件数 全 国	294	330	355	392	377	293	285	310	338
請求件数 熊 本 県	17	17	17	19	10	18	14	15	12
認定件数 熊 本 県	8	4	6	6	5	9	7	4	5

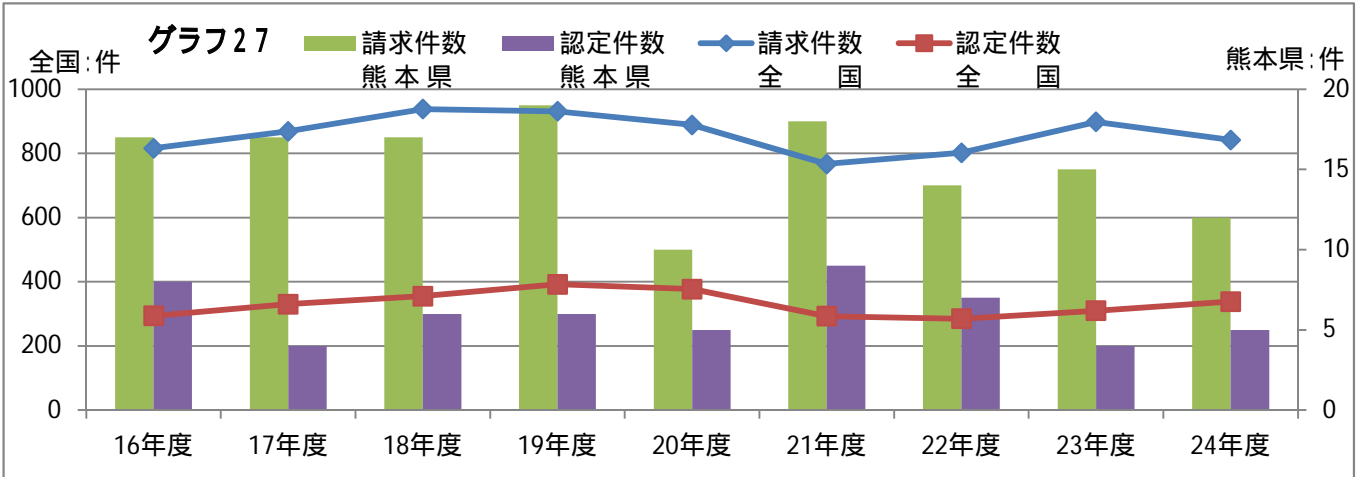
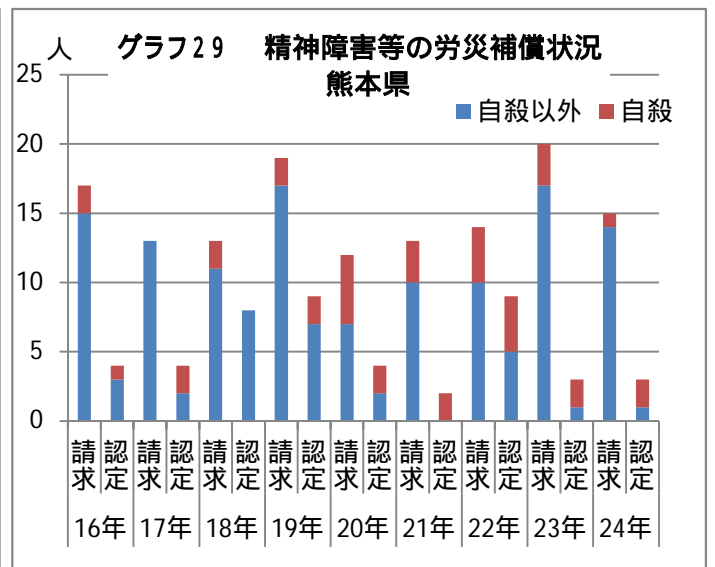
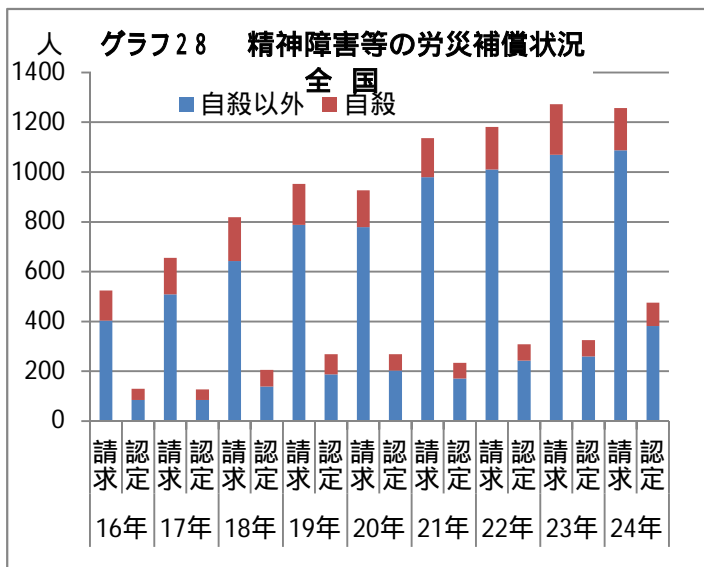


表21 精神障害等の労災補償状況

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
請求件数 全 国	524	656	819	952	927	1136	1181	1272	1257
うち自殺 全 国	121	147	176	164	148	157	171	202	169
認定件数 全 国	130	127	205	268	269	234	308	325	475
うち自殺 全 国	45	42	66	81	66	63	65	66	93
請求件数 熊 本 県	17	13	13	19	12	13	14	20	15
うち自殺 熊 本 県	2	0	2	2	5	3	4	3	1
認定件数 熊 本 県	4	4	8	9	4	2	9	3	3
うち自殺 熊 本 県	1	2	0	2	2	2	4	2	2



7 熊本県における自殺者数の推移

平成24年における全国の自殺者数は、27,858人(資料:警察庁「平成24年中における自殺の概要資料」)となり、平成9年以来15年ぶりに3万人を下回りましたが、熊本県における自殺者数は表22のとおり、平成23年の441人から平成24年は448人に増加しており、被雇用者の割合も直近の10年間で最高の約3割に達しています。

また、表23のとおり、勤務問題が自殺の原因に占める割合も前年比で1.1ポイント増加(件数では、平成23年の26件から平成24年は30件と4件増加、増加率15.4%)していることから、事業場内でのメンタルヘルス対策の重要性も高まっているものと考えられます。

表22 熊本県における自殺者数の推移

資料出所:熊本県警察本部

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
被雇用者	116	130	130	114	102	131	127	103	131
総自殺者数	499	485	548	520	468	484	471	441	448
被雇用者の割合	23.2%	26.8%	23.7%	21.9%	21.8%	27.1%	27.0%	23.4%	29.2%

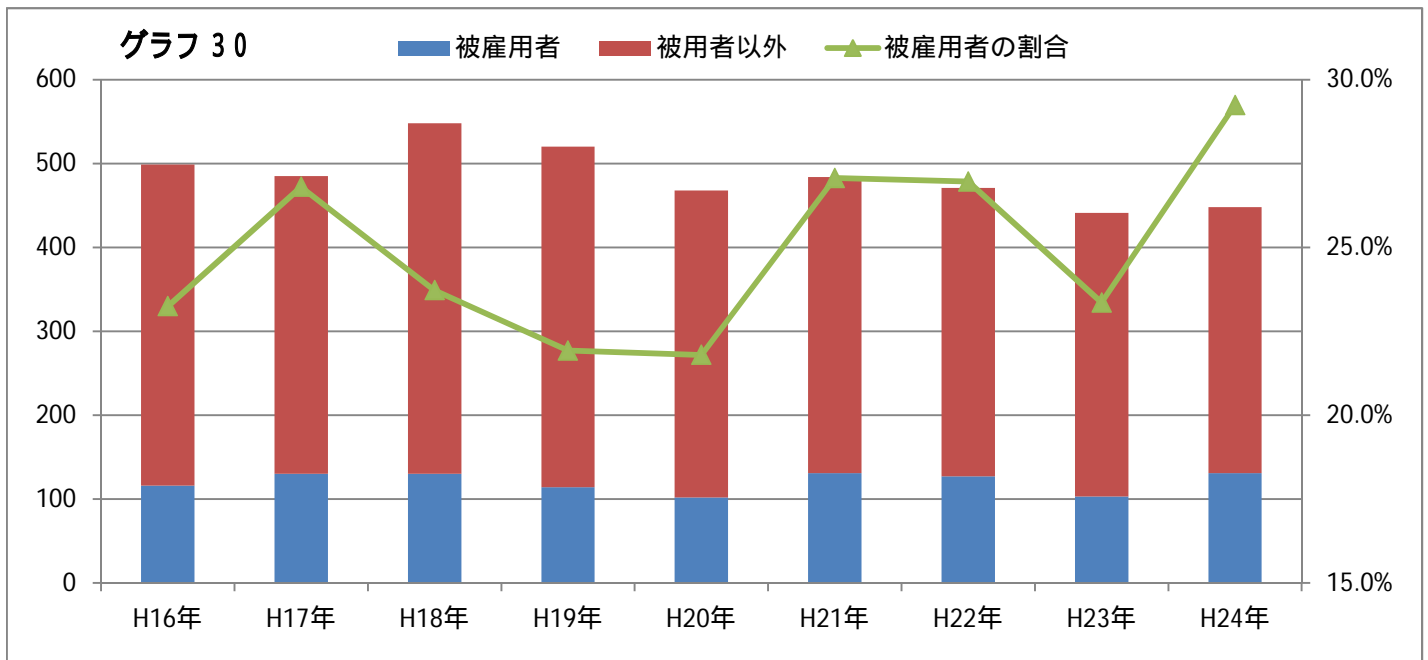
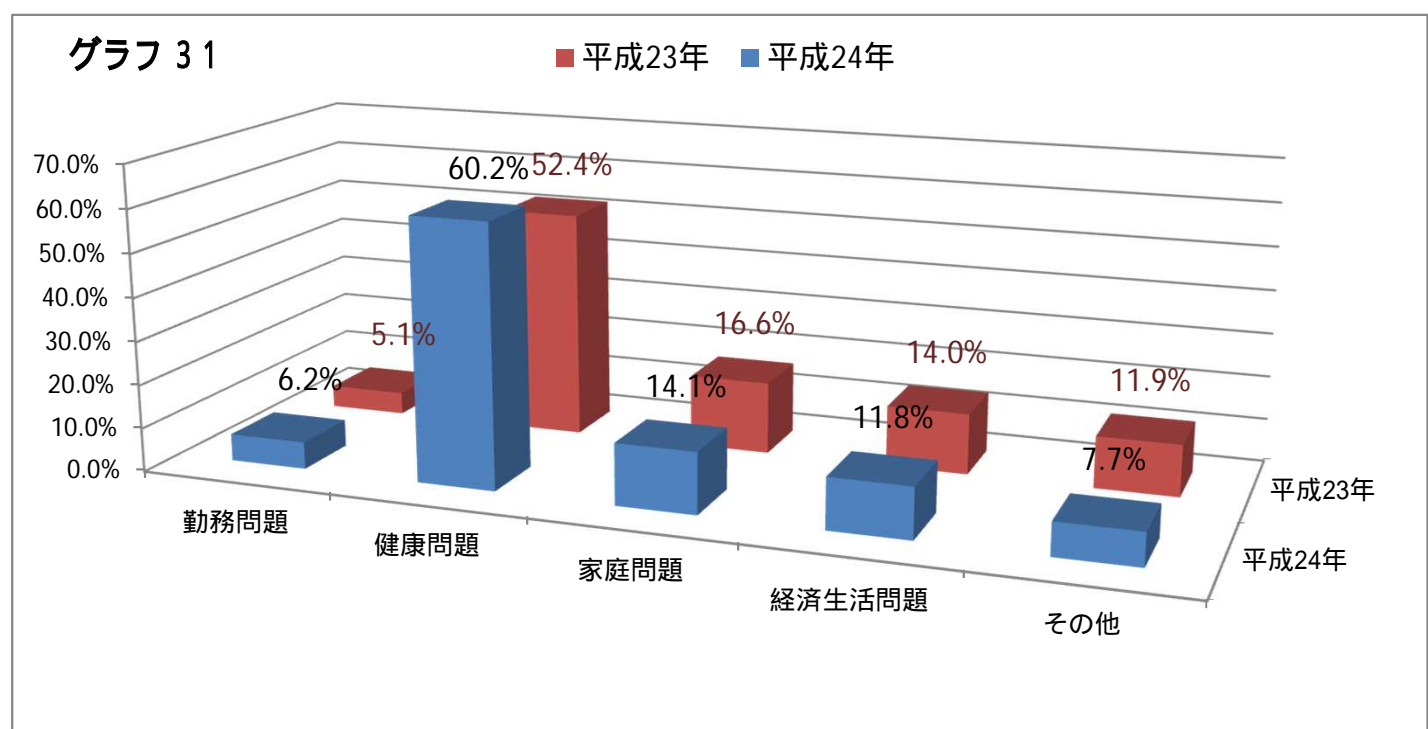


表23 熊本県における自殺者の原因の割合

	勤務問題	健康問題	家庭問題	経済生活問題	その他
平成23年	5.1%	52.4%	16.6%	14.0%	11.9%
平成24年	6.2%	60.2%	14.1%	11.8%	7.7%

自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、本調査項目の比と自殺者数内訳とは一致しない

資料:警察庁「平成24年中における自殺の概要資料」



8 メンタルヘルス対策

前項の自殺問題や精神障害による労災請求状況で見たとおり、職場におけるメンタルヘルス対策がより重要な事項となっていますが、熊本労働局への労働者（求職者を含む）からの労働相談（総合労働相談）においても、平成24年度における民事上の個別労働紛争相談延件数4,154件のうち、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が471件のにのぼり、全相談件数の11.3%を占めています。

厚生労働省は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。

労働者の心の健康の保持増進のための指針のあらまし

厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針、平成18年3月策定）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。

1. 趣旨

本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として、事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置（以下「メンタルヘルスケア」という。）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものです。【指針：1】

労働安全衛生法

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2. メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。またその実施に当たっては「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。

さらに、メンタルヘルスケアを推進するに当たっては、次の事項に留意してください。【指針：2】

心の健康問題の特性

心の健康については、その評価は容易ではなく、さらに、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいいため、そのプロセスの把握が困難です。また、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、心の健康問題を抱える労働者に対して、健康問題以外の観点から評価が行われる傾向が強いという問題があります。【指針：2-①】

労働者の個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意することが重要です。心の健康に関する情報の収集及び利用に当たっては、労働者の個人情報の保護への配慮は、労働者が安心してメンタルヘルスケアに参加できること、ひいてはメンタルヘルスケアがより効果的に推進されるための条件です。【指針：2-②】

留意事項

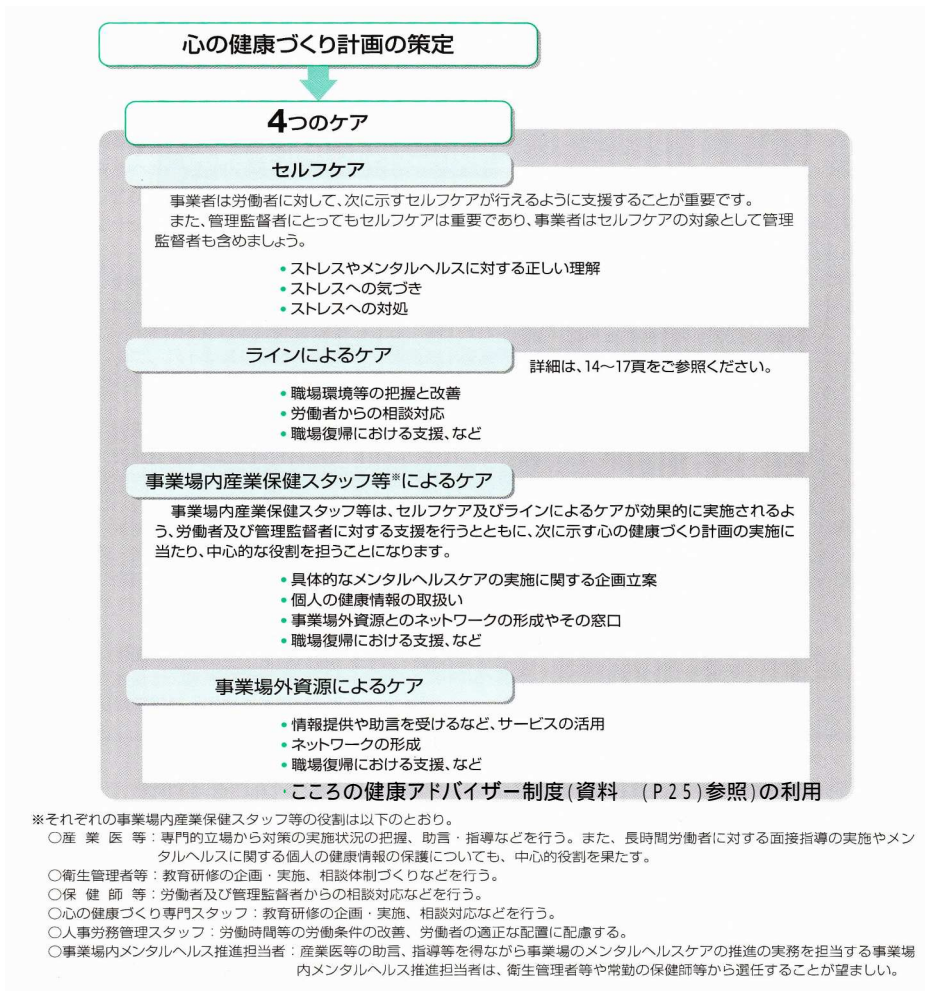
人事労務管理との関係

労働者の心の健康は、体の健康に比較し、職場配置、人事異動、職場の組織等の人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大きな影響を受けます。メンタルヘルスケアは、人事労務管理と連携しなければ、適切に進まない場合があります。【指針：2-③】

家庭・個人生活等の職場以外の問題

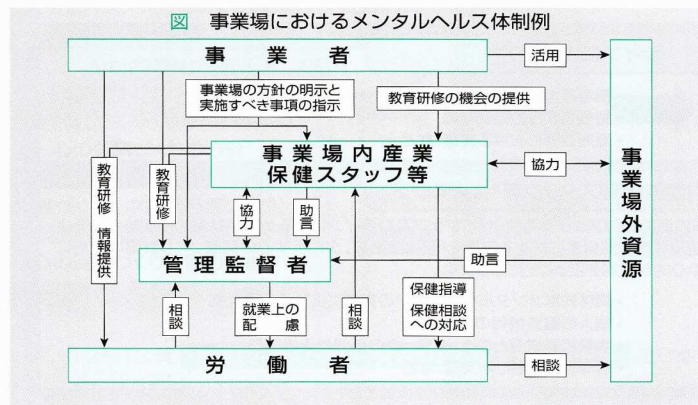
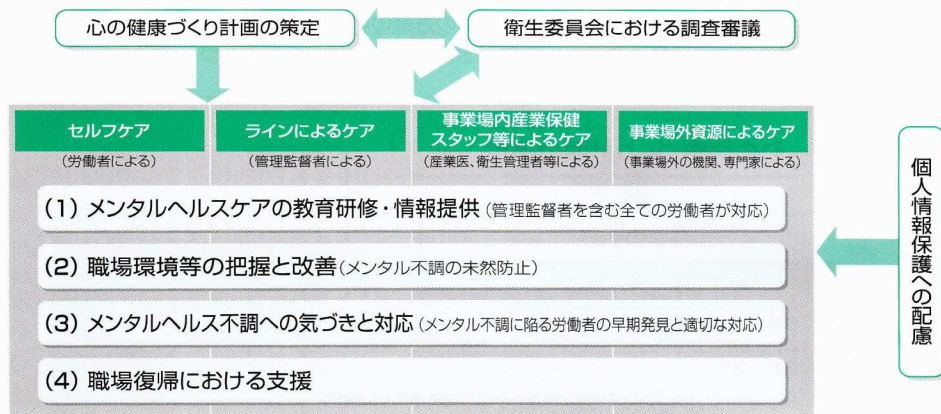
心の健康問題は、職場のストレス要因のみならず家庭・個人生活等の職場外のストレス要因の影響を受けている場合も多くあります。また、個人の要因等も心の健康問題に影響を与え、これらは複雑に関係し、相互に影響し合う場合が多くあります。【指針：2-④】

3 4つのメンタルヘルスキアの推進



4 メンタルヘルスキアの具体的進め方

上記5の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の取組みを積極的に推進することが効果的です。



9 熊本産業保健推進連絡事務所及び熊本県地域産業保健センターの活用

(1) 労働者健康福祉機構熊本産業保健推進連絡事務所は、労働者の健康を確保し快適な職場の推進を図るために、労働衛生分野における産業保健相談員を配置し、専門的な相談等に対応したり産業保健に関する専門的研修を実施するほか、研修用機器・作業環境測定機器・産業保健に関する図書の貸出しを無料で行っていますので、関係者の積極活用が望めます。(裏表紙参照)

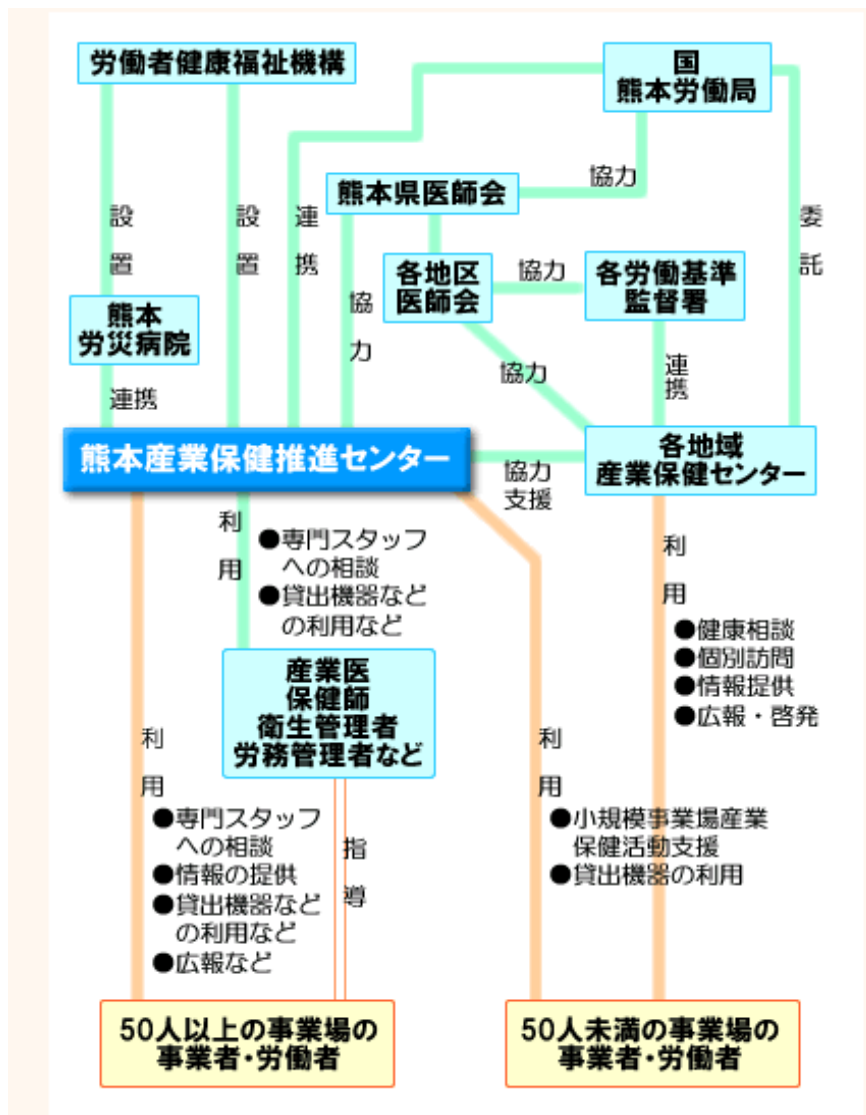
(2) 熊本県地域産業保健センター(熊本労働局と熊本県医師会が委託契約を結び県下7箇所に設置 P19 参照)は、産業医の法的選任義務のない労働者50人未満の事業場並びにそこで働く労働者に対する産業保健サービスを無料で提供するために設置された機関です。センターでは、健康相談(下記 ~ の内容)窓口を開設し、医師及び保健師が対応することとしていますので、積極的な活用が望めます。

なお、ご利用にあたってはセンターへの事前の申し込みが必要です。

(健康相談)

- 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- 長時間労働者に対する面接指導
- 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する健康指導
- メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

[熊本産業保健推進連絡事務所及び熊本県地域産業保健センターの業務の概要]



10 参考様式等

定期健康診断有所見率の改善に向けた取組

1 健康診断の有所見状況

全体の有所見率について

平成22年 _____ % 平成23年 _____ % 平成24年 _____ %

平成24年の健診項目ごとの有所見率について

血中脂質 _____ % 血圧 _____ % 血糖 _____ %

尿中の糖 _____ % 心電図 _____ %

2 職場における健康管理の取組状況

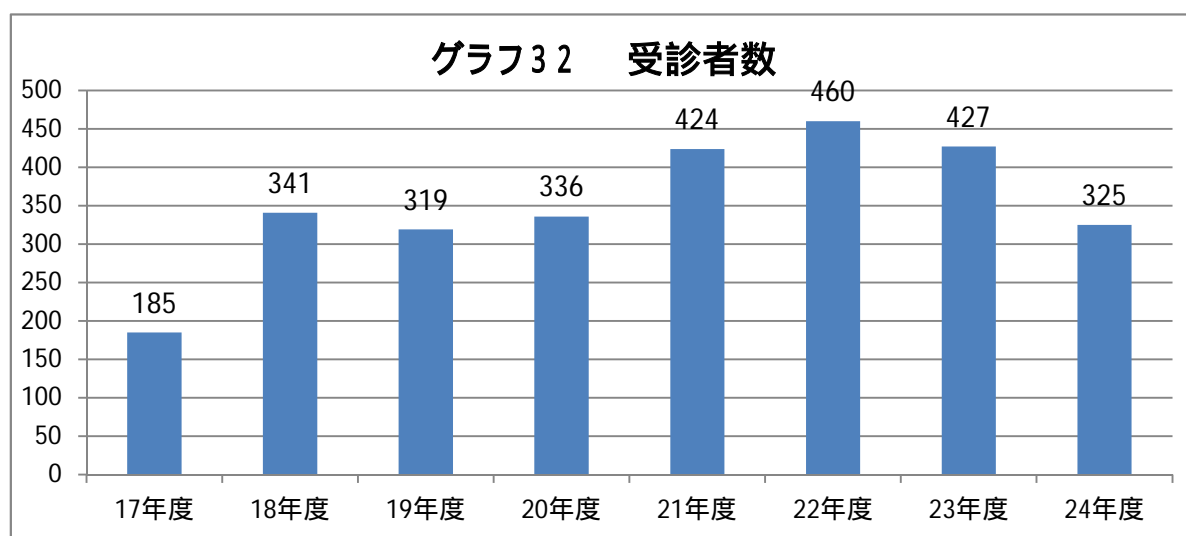
番号	チェック項目	結果を付けてください	
		はい	いいえ
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ 把握していない
7	保健指導等において示された労働者自身が取り組むべき事項（食生活の改善等に取り組むこと）を着実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
8	労働者に対して、健康教育を実施していますか。	はい	いいえ
9	労働者に対して、健康相談を実施していますか。	はい	いいえ
10	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ 把握していない
11	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ
12	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者が取り組むべき具体的な内容（栄養改善、運動等に取り組むこと）を示していますか。	はい	いいえ
13	6及び10の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ
14	事業者が健康づくりのため取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ
15	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ
16	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ
17	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
18	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

指導勧奨による健康診断の種類及び業務内容

番号	業務の内容
1	紫外線・赤外線にさらされる業務
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
3	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
4	黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
5	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
6	亜硫酸ガスを発生する場所における業務
7	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発生する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
10	砒素又は、その化合物(三酸化砒素を除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発生する場所における業務
16	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発生する場所における業務
18	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20	キーパンチャーの業務
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
22	地下駐車場における業務(排気ガス)
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱いの業務
25	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26	金銭登録の業務
27	引金付工具を取り扱う作業
29	VDT作業
30	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

二次健康診断等給付を利用した二次健診受診者数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受診者数	185	341	319	336	424	460	427	325



「メンタルヘルス対策支援センター」の 利用案内

事業場の皆様へ

メンタルヘルス対策支援センターは働く人のこころの健康対策について、各事業場に合わせた対策を一緒に考えます。

- メンタルヘルス対策全般についての相談や問い合わせに応じます
- 事業場に訪問して事業場に合わせたアドバイスを専門家がを行います

たとえば、

- こころの健康づくりについて取り組みたい、社内ではどのように進めていいのが。
- メンタルヘルス不調の言葉もよく聞くが、どんな対応をしていけばいいのが。
- 健康づくり体制も作りたいが、何から手をつけていけばいいのが。
- 休業する職員がでて、職場復帰するまでにどう対応したらいいのが。

などなど

近年、社会的関心が高まっている職場のメンタルヘルス対策について、総合相談窓口の開設、事業場訪問による支援、管理監督者教育の実施、職場復帰支援プログラムの作成支援、情報の提供等を行いますので、事業場の産業保健関係者、人事労務担当者の方のご利用をお待ちしています。(厚生労働省委託事業)

全国のメンタルヘルス対策支援センターの事業内容の詳細は、ホームページで以下のとおり検索してください。

メンタルヘルス対策支援センター事業 労働者健康福祉機構 | 検索

メンタルヘルス対策支援センターの専用電話番号、受付時間等は、下記をご参照ください。同センターが提供するサービスは、すべて無料です。

- 電話 : 096 - 359 - 9570 (8時15分～17時)
- ファックス : 096 - 359 - 9571 (24時間受付)
- メール : mental-shien43@kumamoto-sanpo.jp (24時間受付)

厚生労働省・独立行政法人労働者健康福祉機構

熊本県地域産業保健センター一覧

熊本県地域産業保健センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番13号 (熊本県医師会内)
TEL 096-354-3838 FAX 096-322-6429

熊本県熊本地域産業保健センター 〒860-0811 熊本市本荘5-15-12 (熊本市医師会ヘルスケアセンター内) TEL 096-366-2711 FAX 096-366-2750	熊本県天草地域産業保健センター 〒863-0046 天草市亀場町大字食場1181-1 (天草地域健診センター内) TEL 0969-25-1236 FAX 0969-24-4126
熊本県八代水俣地域産業保健センター 〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2 (八代市医師会内) TEL 0965-39-9531 FAX 0965-34-7003	熊本県菊池鹿本地域産業保健センター 〒861-1308 菊池市巨366 (菊池郡市医師会立病院内) TEL 0968-23-1210 FAX 0968-23-1211
熊本県有明地域産業保健センター 〒865-0005 玉名市玉名2186 (玉名郡市医師会内) TEL 0968-72-3050 FAX 0968-72-1990	熊本県阿蘇地域産業保健センター 〒869-2225 阿蘇市黒川1178 (阿蘇郡市医師会内) TEL 0967-34-1177 FAX 0967-34-1619
熊本県人吉球磨地域産業保健センター 〒868-0037 人吉市南泉田町72-2 (人吉市医師会内) TEL 0966-22-3059 FAX 0966-22-3059	

作業環境測定機関一覧

(平成25年4月1日現在)

測定機関名	所在地	電話番号	作業環境測定法施行規則別表各号の作業場					
			1号 (粉じん)	2号 (放射線)	3号 (特定化学物質)	4号 (金属関係)	5号 (有機溶剤)	
ニチゴー九州(株)	〒869-0451 宇土市北段原町230	0964 - 22 - 4790						
(株)同仁グローバル	〒861-2202 上益城郡益城町田原 2081 - 25	096 - 286 - 1311						
(株)朝日環境分析センター	〒866-8691 八代市新港町2-2-8	0965 - 37 - 1377						
(株)野田市電子環境分析事業部	〒860-0823 熊本市中央区世安町 335	096 - 322 - 0167						
(株)三計テクノス	〒862-0935 熊本市東区御領5-6 - 53	096 - 388 - 1222						
ルネサスセミコンダクタ九州・山口(株)	〒861-4195 熊本市南区八幡1-1 - 1	096 - 311 - 6683						

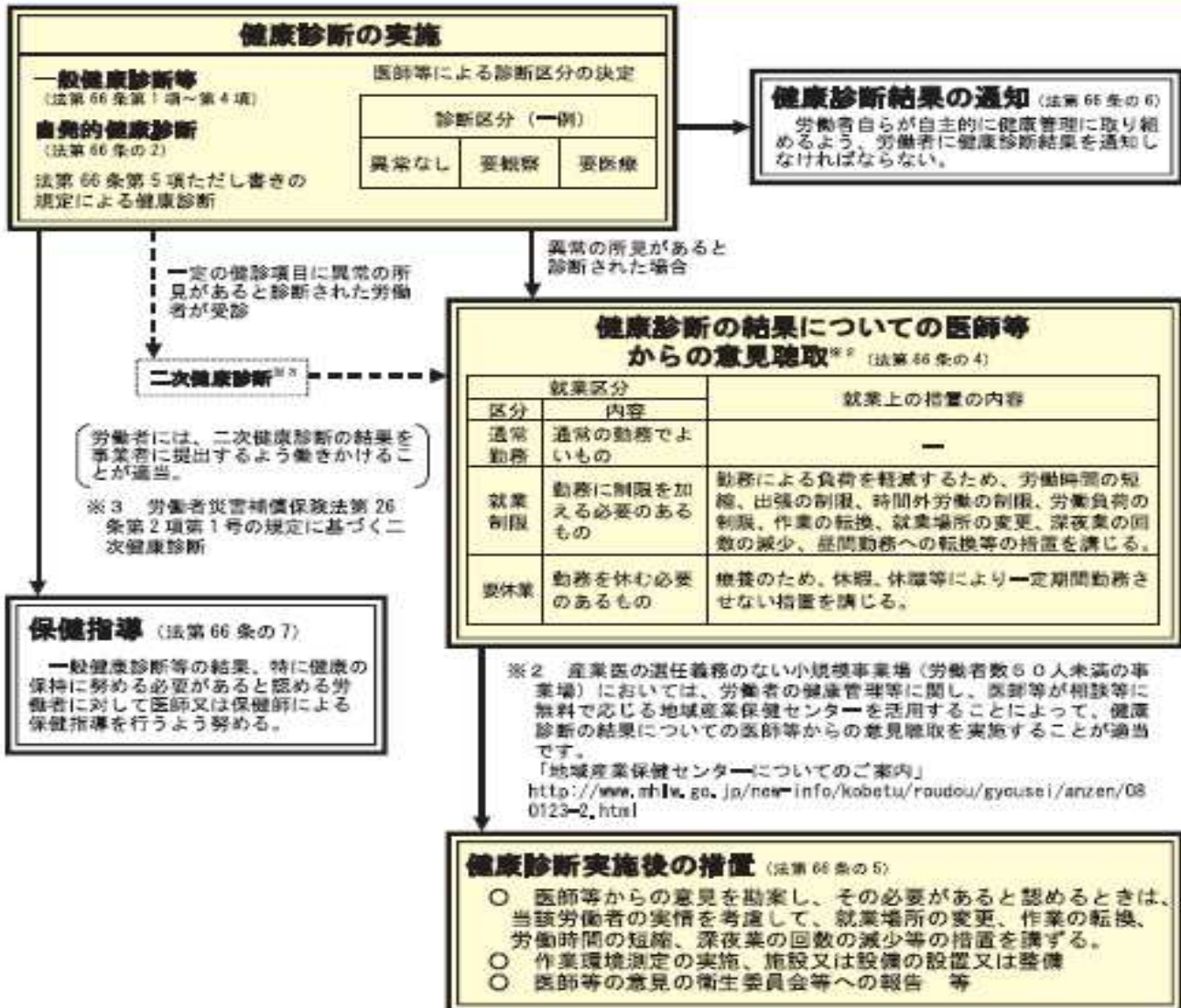
● 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等）	法第66条第1項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

● 健康診断の実施とその後の手順等



職場の受動喫煙防止対策

すすめていますか？

たばこの煙から働く人を守る

空気のきれいな
体に優しい

職場づくり

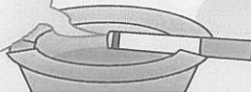


● 知ってほしい受動喫煙の害 ●

たばこの先から出る
副流煙には
目に見えない煙でも
害はあり、あっという間に
簡単に広がります。

- ニコチン 2.8倍
 - タール 3.4倍
 - 一酸化炭素 4.7倍
- 主流煙よりも

副流煙には、発がん性のある化学物質
ベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれる。



主流煙

喫煙者が
吸い込む煙

(厚生労働省「喫煙と健康」第2版より)

子どもへの
影響も大!

受動喫煙によって
引き起こされる体への害

肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、
乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や
喘息発作の誘発など

年間
約6,800人!

受動喫煙による死亡者数の推計

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡
数は、年間約6,800人。

そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。

厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための施策等について議論することとしています。

このパンフレットでは、事業者の皆様にご覧いただき、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、分かりやすく解説しています。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
<http://www.mhlw.go.jp>

受動喫煙防止対策助成金制度

この助成金は、中小企業事業主が喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置する等の取組みに対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であって、
中小企業事業主 であること。

- (1)卸売業については常時雇用する労働者が100人以下またはその資本金が1億円以下、
- (2)小売業については常時雇用する労働者の数が50人以下またはその資本金が5000万円以下、
- (3)サービス業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金が5000万円以下、
- (4)上記以外の業種については常時雇用する労働者の数が300人以下又はその資本金が3億円以下。

助成対象

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

工事の着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

喫煙室は、喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2(m/s)以上となるよう設計されている必要があります。

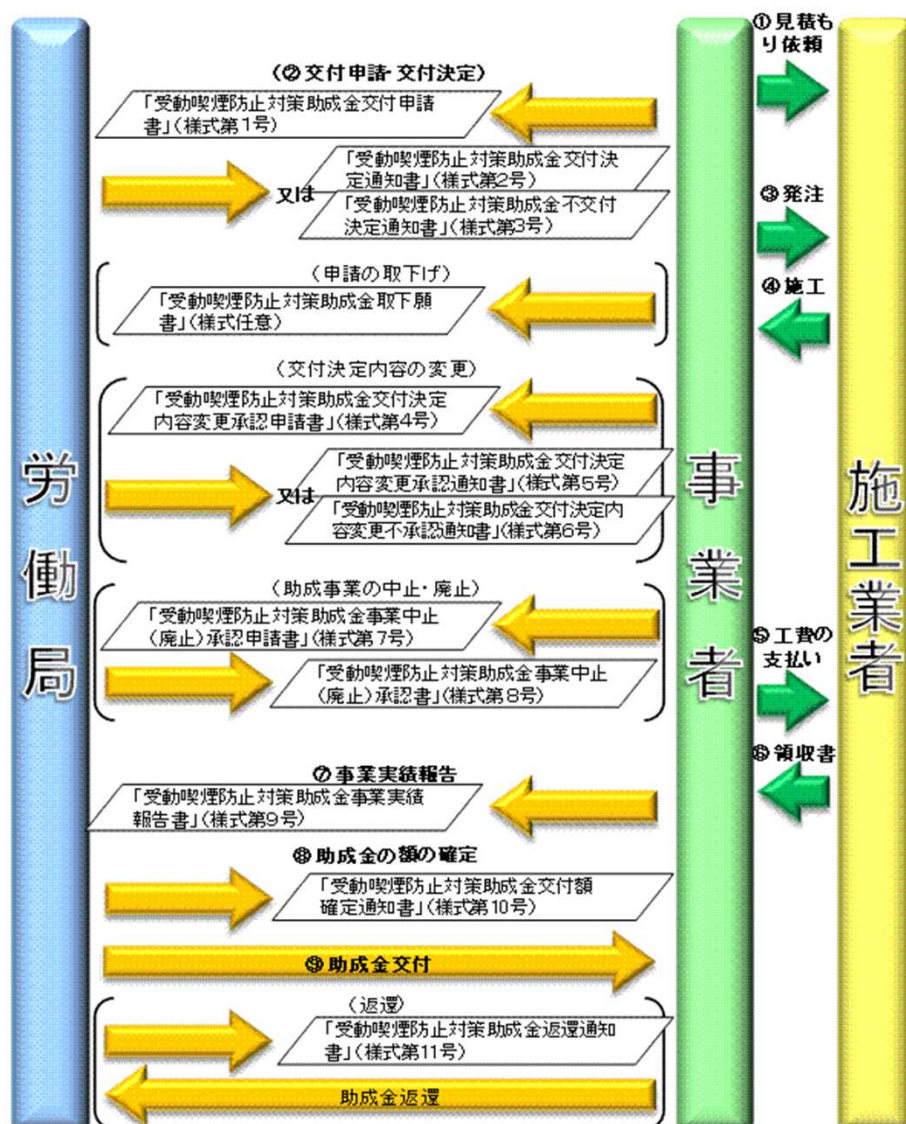
助成率、助成額

喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1 (上限200万円)

申請書等提出先

熊本労働局労働基準部健康安全課(電話096 - 355 - 3186)

受動喫煙防止対策助成金の手続フロー図



化学物質による健康障害防止の取り組みのお願い

昨年明らかになった印刷業の胆管がん問題については、その後の調査の結果、1,2-ジクロロプロパンという化学物質が原因物質の一つである可能性が高いことが判明しておりますが、この物質については、一部の動物に対する発がん性は確認されていましたが、ヒトに対する発がん性は明らかではなかったため、労働安全衛生法ではSDS(安全データシート)等の文書の交付により名称等を通知すべき635物質の一つには掲げられているものの、有機溶剤中毒予防規則(55物質)や特定化学物質障害予防規則(54物質)などの特別規則によって、その取扱いに規制を受ける物質には指定されていませんでした。

今回の事態を受けて、平成25年7月現在、当該物質を特別規則の対象とすべく政省令の改正が進められており、近いうちに規制の対象に加えられる予定となっておりますが、通常、ある物質を規制の対象とする場合には、規制の必要性を含めた調査や規制の方法等の決定に数年を要しているのが実状であり、日々新たに化学物質が生み出されている現状では、今後も法規制を受けていない化学物質による健康障害が発生する可能性は多分にあります。

よって、最低限の決まりでしかない法律を守っているだけでは労働災害が無くならないのと同様に、法律を守っているだけでは化学物質等による業務上の疾病を完全に予防することはできないと考えられ、そこで必要となるのがリスクアセスメントを始めとする自主的な安全衛生活動の推進です。

化学物質に関するリスクアセスメントについては、先ず事業場内で使用している化学物質を前述のSDSにより把握していただき、その情報を使用量等のデータとともに厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に設けられた、「リスクアセスメント実施支援システム」

(URL:http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)に入力していただくと、リスクレベルや必要なリスク低減対策を記した「リスクアセスメント実施レポート」が出力されるようになっていきます。

ちなみに胆管がん発生事業場と同様に1,2-ジクロロプロパンを多量に使用していると入力するとリスクレベルは最高ランクとなり、対策としては「化学物質の使用の中止、代替化、封じ込めの実施」を行うよう指示されます。

この様に法規制がない物質でもリスクアセスメントを実施すると非常にリスクが高い物質であることが判明する場合がありますので、皆さんの会社でも是非化学物質のリスクアセスメントを実施し、従業員が安心して働くことができるように健康管理対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、胆管がん問題につきましては、7月より最寄りの労働局で電話相談を受け付けるようになりましたので、以下にその連絡先を記載します。

職業性胆管がんの相談窓口

熊本県内に所在する事業場での化学物質対策については、
熊本労働局 健康安全課 (☎096 - 355 - 3186)
労災請求のしくみや手続きについては、
熊本労働局 労災補償課 (☎096 - 355 - 3183)

なお、勤務先の所在地がわかっていて、労災請求の手続きのみをお尋ねになりたい方は、勤務先の所在地を管轄する労働基準監督署に直接お問い合わせいただくこともできます。

職場で悩んでいませんか?

熊本産業保健 こころの健康アドバイザー制度

職場の人間関係などで不安感や無気力になっている状態が続いていればそれはうつ病のサインかもしれません。

「おかしいな」と気づいたら、
お気軽に下記の医療機関にご相談ください。

専門の医師をはじめ、医療スタッフ(※精神保健福祉士、ケースワーカー等)が無料・匿名(家族も相談可)でご相談をお受けします。
秘密は守られます。
希望に応じ、投薬等の治療(有料)も受けられます。



熊本産業保健こころの健康アドバイザー制度《無料相談》参加34機関

● 相談日時は下記のとおりです。
(熊本労働局、熊本県医師会のホームページにも掲載しております。)

熊本・宇城地区

- 窪田病院**
〒861-8038 熊本市東区長瀬東2丁目11-95
TEL.(096)380-2038
● 月~金/9:00~16:00
- ニキハーティーホスピタル**
〒862-0920 熊本市東区月出4丁目6-100
TEL.(096)384-3111
● 水/9:00~12:00
- くまもと青明病院**
〒862-0970 熊本市中央区渡鹿5丁目1-37
TEL.(096)366-2291
● 月・金/14:00~17:00
- 桜が丘病院**
〒860-0082 熊本市西区池田3丁目44-1
TEL.(096)352-6264
● 土/9:00~12:00
- 城山病院**
〒860-0088 熊本市西区上代9丁目2-20
TEL.(096)329-7878
● 水・木・金/9:00~11:00
- 龍田病院**
〒860-0862 熊本市中央区黒髪6丁目12-51
TEL.(096)343-1463
● 月・水・木・金/9:00~10:00, 13:00~15:00
火・土/9:00~10:00
- 明生病院**
〒860-0083 熊本市北区大塚2丁目6-20
TEL.(096)324-5211
● 木/13:30~16:00
- ピネル記念病院**
〒862-0916 熊本市東区佐土原1丁目8-33
TEL.(096)365-1133
● 月・土/10:00~12:00, 14:00~16:00
- 日隈病院**
〒860-0832 熊本市中央区萩原町9-30
TEL.(096)378-3836
● 月~金/9:00~11:00, 14:00~16:00
- 森病院**
〒861-4101 熊本市南区近見1丁目3-36
TEL.(096)354-0177
● 月~土/随時(要予約)
- よやすクリニック**
〒860-0823 熊本市中央区世安町231-9
TEL.(096)322-0353
● 月・火・水・金/随時(要予約)
9:00~12:00, 15:00~17:30
- みとま神経内科クリニック**
〒862-0972 熊本市中央区新大江2丁目5-12
TEL.(096)372-3133
● 月~土/8:45~17:30
(但し、水は午前のみ、土は15:30まで)
- 向陽台病院**
〒861-0142 熊本市北区植木町豊田1025
TEL.(096)272-5250
● 木/14:30~16:00
- 希望ヶ丘病院**
〒861-3131 上益城郡御船町豊秋1540
TEL.(096)282-1045
● 月~金/9:00~11:30, 13:30~16:00
- 益城病院**
〒861-2233 上益城郡益城町惣領1530
TEL.(096)286-3611
● 火・木・金/13:00~16:00
- 松田病院**
〒869-0542 宇城市松橋町豊崎1962-1
TEL.(0964)32-0666
● 第1、第3水/13:30~15:30
- くまもと心療病院**
〒869-0416 宇土市松山町1901
TEL.(0964)22-1081
● 水/13:30~16:00

八代・水俣地区

- 高田病院**
〒866-0065 八代市豊原下町4001
TEL.(0965)33-1191
● 月~金/いつでも可 但し要予約
- 八代更生病院**
〒866-0043 八代市古城町1705
TEL.(0965)33-4205
● 月/14:00~16:00
- 平成病院**
〒866-0895 八代市大村町720-1
TEL.(0965)32-8171
● 月~金/13:00~17:00
- みずほ病院**
〒867-0034 水俣市袋705-14
TEL.(0966)63-5196
● 月~金/14:00~16:00
- 水俣病院**
〒867-0008 水俣市浜4051
TEL.(0966)63-3148
● 月~金/9:00~11:00
- 神経内科リハビリテーション協立クリニック**
〒867-0045 水俣市桜井町2丁目2-28
TEL.(0966)63-6835
● 月・金/14:00~17:00

玉名・荒尾地区

- 城ヶ崎病院**
〒865-0041 玉名市伊倉北方265
TEL.(0968)73-3375
● 月/16:00~17:00
- 有働病院**
〒864-0002 荒尾市万田475-1
TEL.(0968)62-1138
● 木(要予約)/9:00~11:00, 14:00~16:00
- 荒尾こころの郷病院**
〒864-0041 荒尾市荒尾1992
TEL.(0968)62-0657
● 月~金/9:00~16:00

阿蘇地区

- 阿蘇やまなみ病院**
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地115-1
TEL.(0967)22-0525
● 月・火/9:00~11:00
木・金/9:00~11:00, 13:00~15:30

天草地区

- 酒井病院**
〒863-0006 天草市本町下河内964
TEL.(0969)22-4181
● 水/9:00~12:00

菊池・山鹿・合志地区

- 菊池有働病院**
〒861-1304 菊池市深川1433
TEL.(0968)25-3146
● 月・火/14:00~16:00
- 菊陽病院**
〒869-1102 菊池郡菊陽町原水5587
TEL.(096)232-3171
● 月~金/9:00~12:00
- 中山記念病院**
〒861-1102 合志市須屋702
TEL.(096)343-2617
● 月~金/9:30~12:00
- 山鹿回生病院**
〒861-0533 山鹿市古閑1500-1
TEL.(0968)44-2211
● 月・金/13:00~16:00

人吉・球磨地区

- 吉田病院**
〒868-0015 人吉市下城本町1501
TEL.(0966)22-4051
● 金/13:00~16:00
- 光生病院**
〒868-0086 人吉市下原町西門1125
TEL.(0966)22-5207
● 月~金/9:00~17:00

熊本産業保健推進連絡事務所のご案内

労働衛生管理活動はどのように進めたらよいのか、「社員がうつ病ではないかと思うが・・・」、「事業場としてどう対応したら良いのかわからない」といった事例で悩んでいませんか。

当産業保健推進連絡事務所では事業場が抱えている産業保健に関する様々な問題について、経験豊富な各分野の専門スタッフが、具体的な解決方法を助言し解決のためのお手伝いを致します。

1. 主な事業内容

ご利用は原則として“無料”です

①研修会事業

・職場の作業環境管理から生活習慣病予防のための健康管理、心の健康問題（メンタルヘルス）等産業保健関係者のニーズを踏まて、スキルアップのための専門的・実践的研修を年間69回開催致します。研修会には、どなたでも参加できます。

②相談事業

・事前予約による「予約面談相談」を実施します。
・電話、メール、FAX等の「通信相談」、また、相談員が事業場等を訪問しての「実地相談」により問題解決の助言等を行います。

③講師の斡旋

・産業保健に関する専門家（相談員）を企業・団体等が実施する研修に、講師として斡旋〔紹介〕します。

④情報提供

・当連絡事務所のホームページ・メールマガジン・産業保健かわら版・産業保健21（全国誌）等を使って、産業保健関係の情報や行政施策、話題のニュースといった最新情報を提供します。

⑤図書・測定機器等の貸出

・産業保健や労働衛生管理、労働災害防止に関する図書類や作業環境測定に必要な粉じん計、騒音計、酸素濃度計等の教育用機材の貸出をおこなっています。

- 相談は、どなたでも大丈夫です。個人情報保護を最優先にして秘密は厳守します。
 - メールマガは毎月発行。産業保健かわら版及び産業保健21は、季刊での発行。
 - 情報提供のための「メールアドレス」の登録をホームページ等からお願いします。
- ※ 斡旋による講師の紹介を行っています。当連絡事務所への紹介料は無料ですが、講師への謝金等の支払いが必要です。詳しくは当連絡事務所へ電話等によりお問い合わせください。

2. ホームページのご案内

- メール相談や研修会の申し込み、図書・作業環境測定機器の閲覧や貸出の申し込みもホームページからも行えます。是非一度アクセスして下さい。ご利用をお待ちしております。

熊本産業保健推進連絡事務所 ホームページアドレス URL

<http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

所在地 〒860-0806 熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階

Tel 096-353-5480 Fax 096-359-6506